

令和4年度第2回松本市消費者問題協議会

日時 令和5年2月16日（木）午前9時30分～

会場 松本市役所本庁舎3階 大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

- ア 令和4年度松本市消費生活相談の状況について
- イ 令和4年度松本市消費者保護事業への取り組み経過について
- ウ 長野県消費生活事業について
- エ 出前教室（消費者教育）報告について

(2) その他

4 閉 会

松本市消費者問題協議会委員名簿

任期: 令和3年4月1日～令和5年3月31日

	氏名	所属等	備考	区分
1	吉澤 裕美	長野県弁護士会松本在住会		学識経験者
2	木下 貴博	松本大学松商短期大学部商学科准教授	会長	学識経験者
3	宮下 明浩	松本市校長会 幹事 (鎌田小学校長)		学識経験者
4	三尾 浩幸	松本市校長会 幹事 (旭町中学校長)		学識経験者
5	平林 宏規	長野県中信消費生活センター所長		学識経験者
6	北野 憲雄	松本市民生委員・児童委員協議会 (副会長)		学識経験者
7	渡辺 くに子	松本商工会議所 (女性部部長) (有)渡辺モーターズ専務取締役)		事業者
8	宇治 一成	松本商工会議所 (松本大型店懇談会委員) (株)井上 総務人事部 部長)		事業者
9	谷崎 幸一郎	松本商工会議所 (地域振興部 地域振興グループ長)		事業者
10	宮澤 信	前松本市消費生活展実行委員会 松本市地球温暖化防止市民ネットワーク (エコネットまつもと) 代表		消費者
11	小椋 早希子	松本市女性団体連絡協議会 (幹事)		消費者
12	織田 ふじ子	公募	副会長	消費者
13	松山 紘子	公募		消費者

○松本市消費者保護条例

平成3年9月30日

条例第41号

改正 平成8年6月27日条例第24号

平成27年3月13日条例第2号

松本市消費者保護条例（昭和49年条例第92号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 消費者の権利保護

第1節 危害の防止（第6条—第10条）

第2節 取引、表示及び計量等の適正化（第11条—第15条）

第3節 苦情の処理及び被害の防止（第16条・第17条）

第3章 物価の安定（第18条—第21条）

第4章 資源、エネルギーの保護（第22条—第24条）

第5章 消費者保護の総合的推進

第1節 行政体制と消費者組織の強化（第25条—第29条）

第2節 市民意見の反映（第30条・第31条）

第6章 雑則（第32条・第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、日常生活における消費者の利益の擁護及び増進を図り、消費者の権利を確立するため、市長及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定め、その施策の総合的推進を図り、もって市民の消費生活の安定と向上に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 消費者の利益の擁護及び増進は、消費者がもつべき次の各号に掲げる権利を基本として推進されなければならない。

（1）安全である権利 消費者が生命、身体又は財産に対し危害を及ぼす、若しくは及ぼすおそれのある商品及び役務から保護される権利

（2）知らされる権利 消費者が詐欺的な又は不当な取引方法から保護され、かつ、賢

明な選択ができるよう必要な事実を知らされる権利

(3) 選ぶ権利 消費者が常に商品及び役務（以下「商品等」という。）等を適正な価格で自由に選択できるよう保証される権利

(4) 意見が反映される権利 消費者の意見があらゆる面で十分反映されるとともに、苦情の処理及び被害の救済が正当かつ迅速に行われることが保証される権利

(5) 自主的な行動の権利 消費者が常に自主的な組織で消費者活動を積極的に行えるよう保証される権利

(市長の責務)

第3条 市長は、あらゆる施策を通じて消費者の利益の擁護及び増進に努めなければならない。

2 市長は、前項の施策を実施するに当たって必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体及び関係業界等に対し、適切な措置をとるよう要請するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、消費者に提供する商品等について、危害の防止並びに価格、計量等の適正化及び安定供給に努めるとともに、市長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

2 事業者は、消費者に商品等を提供する場合において、常に品質その他の内容の向上に努めなければならない。

(消費者の役割)

第5条 消費者は、自らの権利を生かし、進んで消費生活に関する知識を習得し、自主的かつ合理的に行動するとともに、相互に連携して消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 消費者の権利保護

第1節 危害の防止

(欠陥商品等の提供の禁止)

第6条 事業者は、消費者の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼす、若しくは及ぼすおそれのある商品等又は消費者に著しく不利益を及ぼす商品等（以下「欠陥商品等」という。）を提供してはならない。

2 事業者は、その商品等が欠陥商品等であることが明らかになったときは、直ちにその事実を発表するとともに、安全確保のため必要な措置を講じなければならない。

(指導、勧告及び公表)

第7条 市長は、前条第1項の規定に違反した事業者に対して、安全を確保するため必要な措置を講ずるよう指導し、その指導に従わないときは勧告することができる。

2 市長は、事業者が前項の規定に基づく勧告に従わないときは、あらかじめ、当該事業者に対し、意見を述べる機会を与え、その内容について必要な事項を公表することができる。
(情報の収集及び提供)

第8条 事業者は、市長が消費者の安全を確保するため、必要な情報を収集しようとするときは協力しなければならない。
(安全性の確認等)

第9条 市長は、社会的に安全性が確認されていない商品等について必要があると認めるときは、情報を収集し、その情報を消費者に提供するとともに、国、県及び関係業界等に対し、その商品等の製造、輸入、使用等について適切な措置をとるよう要請することができる。
(安全商品等の確保)

第10条 事業者は、消費者の生命、身体又は生活環境を守るため、社会的に安全性が確認されている商品等（以下「安全商品等」という。）の提供に努めなければならない。

2 市長は、市民生活の安定と生活環境を守るため、必要があると認める安全商品等について、その安全商品等の提供を事業者に要請するものとし、事業者は、市長が求める安全商品等の提供に協力しなければならない。

第2節 取引、表示及び計量等の適正化

(不当な取引行為の禁止)

第11条 事業者は、消費者に商品等を提供する場合において、消費者に誤解を生じさせるおそれのある説明、表示、広告若しくは宣伝をし、又は消費者の知識、経験等の不足に乗じて消費を過度に刺激する不当な取引行為を行ってはならない。

2 事業者は、消費者に商品等を提供する場合において、消費者の自由に選ぶ権利を不当に妨げる取引行為を行ってはならない。

3 事業者は、消費者との取引において、正当な契約及び契約の解除権等の行使を不当に妨げる取引行為を行ってはならない。

(商品等の表示)

第12条 事業者は、法令に定めがあるもののほか、消費者が商品等の購入又は利用をするに際し、選択を誤ることのないよう必要な事項をわかりやすく説明し、又は表示しなければならない。

(価格表示及び単位価格表示)

第13条 事業者は、消費者が商品等の購入又は利用に際し、選択を誤ることのないようその商品等の提供単位、単位価格及び販売価格を見やすい箇所に表示するように努めなければならない。

(計量の適正化)

第14条 事業者は、消費者に商品等を提供する場合において、適正な計量を行わなければならない。

2 市長は、事業者が前項の規定に違反し、不適正な計量を行っている疑いがあるとき認めるときは、立入り調査することができる。

3 市長は、消費者と事業者との間の取引に際し、適正な計量が確保されるよう必要な施策を講じなければならない。

(指導、勧告及び公表)

第15条 市長は、第11条から前条までの規定に違反し、商品等を提供している事業者に対して、その違反を是正するため必要な措置を講ずるよう指導し、その指導に従わないときは勧告することができる。

2 市長は、事業者が前項の勧告に従わないときは、あらかじめ、当該事業者に対し、意見を述べる機会を与え、その内容等について必要な事項を公表することができる。

第3節 苦情の処理及び被害の防止

(苦情の処理)

第16条 事業者は、消費者と事業者の間の取引に関して生じた苦情について、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の規定による苦情が解決しないときは、そのあっせん調停等に努めるとともに、必要に応じてその結果を公表することができる。

(被害の防止)

第17条 市長は、消費者の苦情の発生原因が商品等の内容又は取引方法にあると認めた場合において、特に必要があると認めるときは、国、県及び関係業界等に対して、その発生原因の改善について適切な措置をとるよう要請するものとする。

2 市長は、前項の規定による消費者の苦情の発生原因が速やかに処理されず、その被害が広範かつ不特定多数の消費者に及ぶおそれがあると認めるときは、速やかにその内容を周知し、消費者被害を未然に防止するよう努めるものとする。

第3章 物価の安定

(流通の円滑化等)

第18条 事業者は、消費者の日常生活に欠かすことのできない物資（以下「生活必需物資」という。）について、流通の円滑化及び価格の適正化に努めなければならない。

2 市長は、生活必需物資の円滑な流通を確保し、価格の安定を図るため、必要とする施策の推進に努めなければならない。

(生活必需物資の確保)

第19条 市長は、生活必需物資が不足し、若しくはその価格が著しく高騰し、又はこれらのおそれがある場合は、当該生活必需物資の供給及び価格の安定について、国、県及び関係業界等に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

2 事業者は、市長から前項の要請を受けた場合、当該生活必需物資の供給確保と価格の適正化に努めなければならない。

(物価等の監視)

第20条 市長は、生活必需物資の価格及び需給の動向等に関する実態を把握するため、価格調査及び情報の収集（以下「物価調査等」という。）を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定により市長が物価調査等を行おうとするときは、市長の求める必要な資料の提供に協力しなければならない。

(不当な事業行為の禁止)

第21条 事業者は、前条の規定により市長が行おうとする物価調査等において、不当に事実と異なる資料の提供を行ってはならない。

第4章 資源、エネルギーの保護

(省資源及び省エネルギー化)

第22条 事業者は、資源及びエネルギーを保護し、有効に活用するため、包装の簡素化、過剰な広告宣伝等の自粛及び電力、冷暖房の節約等（以下「省資源及び省エネルギー化」という。）に努めなければならない。

2 消費者は、事業者が行おうとする省資源及び省エネルギー化について積極的に協力するとともに、日常生活において自ら資源、エネルギーの保護に努めるものとする。

(資源の有効利用)

第23条 市長及び事業者は、消費者が資源保護の立場から社会的に再利用及び再資源化が可能な資源物の回収及び再生等（以下「資源リサイクル等」という。）を行おうとするときは、必要に応じて協力しなければならない。

(省資源、省エネルギー対策)

第24条 市長は、資源及びエネルギーの保護の立場から、国、県及び関係機関等と協力して省資源、省エネルギー運動を推進するとともに、必要な対策を講じるものとする。

2 事業者及び消費者は、市長が行おうとする省資源、省エネルギー対策の円滑な推進について協力しなければならない。

第5章 消費者保護の総合的推進

第1節 行政体制と消費者組織の強化

(行政体制の強化)

第25条 市長は、消費者保護行政の推進及びその実効を確保するため、必要に応じて附属機関及び諸制度の設置など行政体制の強化を図るものとする。

(消費者被害防止の強化)

第26条 市長は、訪問販売等による消費者の被害を未然に防止するため、情報の収集及び提供等について、必要な施策を講ずるものとする。

2 市長は、前項の消費者被害防止を円滑かつ効果的に推進するため、消費者及び消費者団体又は関係機関等で構成する訪問販売等被害防止緊急連絡網を設置することができる。

(啓発活動及び教育の推進)

第27条 市長は、消費者が自主性をもって健全な日常生活を営むことができるよう消費生活に関する知識の普及に努めるとともに、消費者教育を推進するための必要な施策を講じなければならない。

(消費者組織の育成)

第28条 消費者は、健全で合理的な生活環境を営むため、消費者相互の連携を密にし、組織化に努めるものとする。

2 市長は、消費者の健全かつ自主的な組織化及び活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(助成措置)

第29条 市長は、消費者保護に関する施策を達成するため必要があると認めるときは、助成措置を講ずることができるものとする。

第2節 市民意見の反映

(市民参加)

第30条 市長は、消費者保護行政の推進に当たっては、広く消費者としての市民の意見が反映されるよう努めなければならない。

(消費者問題協議会)

第31条 消費者保護行政の総合的な推進を図るため、市長の附属機関として松本市消費者問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、消費者の保護及び物価の安定等、消費者保護行政に関する施策について調査審議するとともに、その施策の推進について意見を述べるものとする。

3 協議会は、委員13人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 消費者
- (2) 事業者
- (3) 知識経験を有する者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選とする。

6 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

7 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときにその職務を代理する。

第6章 雑則

(他の地方公共団体との協力)

第32条 市長は、事業者が第6条、第11条から第14条まで、若しくは第21条の規定に違反する事業行為又は市長の定めた基準又は事項に従わない事業行為（以下「不適正な事業行為」という。）を行っていると思われる場合で、当該事業者の事務所等の所在地が市の区域外にあるときは、当該区域を所管する地方公共団体の長に対し、必要に応じてその状況を通知し、是正の協力を要請するものとする。

2 市長は、他の地方公共団体の長から、市内に事務所等を有する事業者について、不適正な事業行為等の是正の協力又は情報の提供を求められたときは、その要請に応ずるものとする。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成8年6月27日条例第24号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 13 日条例第 2 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行し、この条例による改正後の松本市国土利用計画審議会条例、松本市消費者保護条例、松本市住居表示審議会条例、松本市環境基本条例、松本市青少年問題協議会条例、松本市農業振興地域整備促進等協議会設置条例、松本市公設地方卸売市場条例、松本市商工業振興条例、松本市観光開発審議会設置条例、松本市交通安全基本条例及び松本市モーテル類似施設建築等規制条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に新条例の規定に基づき行う委員の委嘱又は任命から適用する。

（松本市議会議員である委員の任期の特例）

- 2 この条例による改正前の松本市国土利用計画審議会条例、松本市消費者保護条例、松本市住居表示審議会条例、松本市環境基本条例、松本市青少年問題協議会条例、松本市農業振興地域整備促進等協議会設置条例、松本市公設地方卸売市場条例、松本市商工業振興条例、松本市観光開発審議会設置条例、松本市交通安全基本条例及び松本市モーテル類似施設建築等規制条例の規定により委員に委嘱され、又は任命されている者で、その委員としての任期が平成 27 年 5 月 1 日以後の日までである者のうち、松本市議会議員である者の当該委員の任期は、前項及び新条例の規定にかかわらず、平成 27 年 4 月 30 日までとする。

○松本市消費者問題協議会規則

平成4年6月30日

規則第23号

改正 平成11年3月12日規則第9号

平成27年3月31日規則第17号

令和3年3月31日規則第94号

(目的)

第1条 この規則は、松本市消費者保護条例（平成3年条例第41号）第31条の規定による松本市消費者問題協議会（以下「協議会」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の招集)

第2条 協議会は、必要に応じ会長が招集する。

(会議)

第3条 協議会の議長は、会長が務める。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、住民自治局において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(廃止)

2 松本市消費者問題協議会規程（昭和47年訓令乙第65号）は、廃止する。

附 則（平成11年3月12日規則第9号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第17号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第94号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

令和4年度第2回松本市消費者問題協議会

- 1 令和4年度松本市消費生活相談の状況について . . . P 1～3
- 2 令和4年度松本市消費者保護事業の取組み経過について . . . P 4～7

《資料》

- (1) 広報まつもと . . . P 8～9
 - (2) MGプレス . . . P 10～19
 - (3) 労政まつもと . . . P 20
 - (4) 市民タイムス . . . P 21
 - (5) 消費者被害防止のバス広告 . . . P 22～24
 - (6) 消費者被害防止の電車広告 . . . P 25～27
-
- 3 長野県消費生活事業について【長野県中信消費生活センター】 . . . 別紙
 - 4 出前教室（消費者教育）報告について【松本市消費生活相談員】 . . . 別冊2

令和4年度松本市消費生活相談の状況について

1 消費生活相談（松本市消費生活センター）

日々進歩する、情報通信社会の複雑化や多様化を背景に、消費者が契約トラブルや悪質商法に巻き込まれるなどの消費生活相談に対して、消費生活相談員2名により対応しています。

具体的には、消費者への助言や個人の消費者と事業者間のトラブル解決のためのあっせん、そして市民への消費生活情報の提供などを行っています。

(1) 【消費生活相談受付状況】 令和4年度(4月～翌年1月)

相談種別 分類	苦情 【販売購入形態】										内容キーワード				問合せ (b)	要望 (c)	合計 (a)+ (b)+ (c)
	0	1	2	3	4	5	6	8	9	計 (a)	うち						
	店舗 購入	訪 問 販 売	通 信 販 売	マルチ・ マルチ まかい	電話勧 誘販売	社「ティ」 ・オア「ジョン	訪問 購入	その他 無店舗	不明・ 無関係		インター ネット 通販	ワンクリック 請求	架空 請求	還付金 詐欺			
4月	15	9	29	1	6	0	3	0	19	82	21	1	2	0	9	0	91
5月	19	11	27	0	4	0	1	0	18	80	24	2	2	0	10	0	90
6月	16	10	28	1	3	0	0	0	14	72	20	0	1	0	20	0	92
7月	12	10	41	0	8	0	4	2	15	92	32	2	2	0	13	0	105
8月	25	4	36	0	4	0	0	0	16	85	30	2	2	0	2	0	87
9月	20	11	28	1	9	0	3	0	15	87	25	2	1	1	6	0	93
10月	23	7	36	0	4	0	2	0	13	85	33	1	0	0	7	0	92
11月	13	10	46	1	5	0	1	0	5	81	40	1	3	0	16	0	97
12月	15	7	34	0	5	0	1	0	13	75	33	1	5	0	6	0	81
1月	17	5	41	0	4	0	1	0	13	81	38	1	1	0	7	0	88
2月																	0
3月																	0
計	175	84	346	4	52	0	16	2	141	820	296	13	19	1	96	0	916

消費生活センターに寄せられた消費生活相談件数は今年1月までに916件であり、前年度同月までの相談件数(877件)と比較して、39件増(4.4%増)となりました。

(2)【販売購入形態の年齢別相談件数】令和4年度の前年度比較（4月～翌年1月）

販売購入形態		年代								無回答（未入力）	合計
		20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上			
店舗購入	R4	2	14	21	31	32	27	46	2	175	
	R3	0	21	16	33	23	32	41	1	167	
	前年度比較	2	△ 7	5	△ 2	9	△ 5	5	1	8	
		-	66.7%	131.3%	93.9%	139.1%	84.4%	112.2%	200.0%	104.8%	
訪問販売	R4	1	3	3	12	19	14	28	4	84	
	R3	1	6	1	16	12	16	19	1	72	
	前年度比較	0	△ 3	2	△ 4	7	△ 2	9	3	12	
		100.0%	50.0%	300.0%	75.0%	158.3%	87.5%	147.4%	400.0%	116.7%	
通信販売	R4	5	37	36	65	62	74	65	2	346	
	R3	5	36	34	62	44	58	39	2	280	
	前年度比較	0	1	2	3	18	16	26	0	66	
		100.0%	102.8%	105.9%	104.8%	140.9%	127.6%	166.7%	100.0%	123.6%	
マルチ・マルチまがい （連鎖販売取引）	R4	0	2	1	0	1	0	0	0	4	
	R3	0	2	0	1	1	1	0	0	5	
	前年度比較	0	0	1	△ 1	0	△ 1	0	0	△ 1	
		-	100.0%	-	0.0%	100.0%	0.0%	-	-	80.0%	
電話勧誘販売	R4	0	4	4	5	10	11	16	2	52	
	R3	0	0	2	6	15	9	17	0	49	
	前年度比較	0	4	2	△ 1	△ 5	2	△ 1	2	3	
		-	-	200.0%	83.3%	66.7%	122.2%	94.1%	-	106.1%	
ネガティブ・オプション （送りつけ商法）	R4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	R3	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
	前年度比較	0	0	0	0	0	△ 1	0	0	△ 1	
		-	-	-	-	-	0.0%	-	-	0.0%	
訪問購入	R4	0	0	1	0	5	2	8	0	16	
	R3	0	0	0	2	1	2	3	1	9	
	前年度比較	0	0	1	△ 2	4	0	5	△ 1	7	
		-	-	-	0.0%	500.0%	100.0%	266.7%	0.0%	177.8%	
その他無店舗	R4	0	0	0	1	0	1	0	0	2	
	R3	0	0	0	0	0	2	4	0	6	
	前年度比較	0	0	0	1	0	△ 1	△ 4	0	△ 4	
		-	-	-	-	-	50.0%	0.0%	-	33.3%	
不明・無関係	R4	0	8	9	22	27	22	34	19	141	
	R3	2	7	8	19	17	37	60	5	155	
	前年度比較	△ 2	1	1	3	10	△ 15	△ 26	14	△ 14	
		0.0%	114.3%	112.5%	115.8%	158.8%	59.5%	56.7%	380.0%	91.0%	
合計	R4	8	68	75	136	156	151	197	29	820	
	R3	8	72	61	139	113	158	183	10	744	
	前年度比較	0	△ 4	14	△ 3	43	△ 7	14	19	76	
		100.0%	94.4%	123.0%	97.8%	138.1%	95.6%	107.7%	290.0%	110.2%	
架空請求	R4	0	2	0	3	2	7	5	0	19	
	R3	0	1	0	0	2	6	5	0	14	
	前年度比較	0	1	0	3	0	1	0	0	5	
		-	200.0%	-	-	100.0%	116.7%	100.0%	-	135.7%	

ア 消費生活センターに寄せられた相談件数(問い合わせ等除く)は、今月1月までに820件であり、前年度同月までの相談件数(744件)と比較して76件増(10.2%増)となりました。

イ 架空請求相談については今年1月までで計19件でした。前年同月までの相談件数(14件)と比べると5件増(35.7%増)となっています。

ウ 前年同月までと比較して相談件数増となった要因は、以前までの新型コロナウイルス感染による経済活動の自粛時から、今は「ウイズコロナ」として、新型コロナウイルスが身近にあることを前提に経済が動いている状況です。そのことから、悪質商法被害もコロナ前の状態に戻りつつあると推測され、結果、相談件数が多いと思われます。

エ 訪問販売や通信販売の相談件数が前年度同月までの相談件数よりも、10%以上増加しています。特に、高齢者の相談件数増が目立ちます。

- オ 訪問販売の相談件数の増加については、ウイズコロナによって、事業者が営業活動の自粛から通常営業形態に戻り始めたためと思われます。
- カ 同様に、通信販売の相談件数の増加についても、コロナ渦を機にインターネット環境が整って、全世代がネット通販に接する機会が増えたためと推測します。
- キ 成年年齢引き下げによる相談件数の直接の増加は見受けられませんでした。ただ、今後も相談件数については注視する必要があります。
- ク 比較的高齢者の相談割合が高く占めていることから、被害防止の啓発方法や情報提供を引き続き高齢者中心に考えていく必要があります。

(3) 【消費生活相談への対応と被害救済の状況】令和4年度の前年度比較（4月～翌年1月）

		助言	斡旋	合計
対応件数	R4	768	70	838
	R3	709	58	767
	前年度	59	12	71
	比較	108.3%	120.6%	109.2%
未然防止・回復額	R4	15,350,427	2,363,718	17,714,145
	R3	15,460,611	6,047,210	21,507,821
	前年度	△ 110,184	△ 3,683,492	△ 3,793,676
	比較	99.3%	39.1%	82.4%

※ あっせんとは、法的な指導権限や強制力を伴うものではなく、消費者と事業者との間に入って調整・交渉し、解決を目指すこと。

- ア 相談員の助言やあっせんでの未然防止額やクーリング・オフ制度による回復額（返金額）が今年1月まで合計約17,714,145円（前年同月までの総額21,507,821円）でした。
- イ 前年同月までと比べて3,793,676円減（17.6%減）でした。
- ウ 助言やあっせんの件数については、助言が768件（前年同月までの件数709件、8.3%増）、あっせんが70件（前年同月までの件数58件、20.6%増）となっています。

令和4年度松本市消費者保護事業計画と取り組み経過について

事業計画内容	現在までの取り組み経過
<p>【広報紙や新聞情報誌への記事掲載】</p> <p>1 「広報まつもと」特集ページ</p>	<p>広報まつもと特集ページ×年2回(5月号、2月号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月号…狙われている！若者のお金と夢 ・2月号…注意!! 点検商法の相談が増加中 あなたのおウチがターゲット！
<p>2 新聞・情報誌</p>	<p>1 新聞</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 掲載紙 信濃毎日新聞社「MGプレス」 (2) 掲載日 毎月第3水曜日 (3) 内 容 消費生活相談事例等の紹介と注意喚起 <p>2 情報誌</p> <p>勤労情報冊子「労政まつもと」</p> <p>6月号…「賢い消費者になりましょう」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傘の使い方 ・長期契約をするにあたって ・成年年齢引き下げについて <p>3 市民タイムス</p> <p>7月13日付掲載</p> <p>「市、若者狙う悪徳商法懸念 トラブル防止へ啓発強化」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年年齢引き下げによる若者の消費者トラブル等の増加を防ぐための啓発記事
<p>【ラジオ出演】</p>	<p>エフエム松本(79.1MHz)</p> <p>1 放送日時 4/14 午前7時30分～7時45分</p> <p>内 容 成年年齢引き下げについてと若者に多い消費者トラブル</p> <p>2 放送日時 9/29 午前7時30分～7時45分</p> <p>内 容 賢い消費者になるために</p>
<p>【松本市公式ホームページ】</p>	<p>消費者庁や国民生活センターの「注意喚起情報」を掲載(計49回発信)</p>

<p>【SNS等による発信】</p> <p>1 LINE・安心メール</p>	<p>LINE・安心メール 消費者保護等の啓発活動について広く周知 LINE …計5回発信 安心メール…計3回発信</p>
<p>2 国民生活センター配信</p>	<p>「見守り新鮮情報」と「子どもサポート情報」を地域づくりセンター、福祉ひろば、こども育成課(児童施設)へ発信(計37回発信)</p>
<p>3 ユーチューブによる配信</p>	<p>松本のシンカ【松本市公式チャンネル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイトル「気を付けて！消費者トラブルが多発しています」 ・発信日 10月28日 ・内容 <ul style="list-style-type: none"> ・悪質商法の事例紹介 ・消費生活センターについて ・成年年齢引き下げについて など
<p>【消費者保護啓発冊子、チラシ等の配布】</p> <p>1 「賢い消費者になるために」小冊子</p>	<p>「賢い消費者になるために」(悪質商法被害防止啓発オリジナル冊子)配布 出前講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6/6 下立田老人クラブ(12部配布) ・6/22 社会福祉士連絡会(18部配布) ・7/14 松原第一町会いきいきクラブ(20部配布) ・7/25 JA松本ハイランド組合女性部(18部配布) ・10/14 奈川地区福祉ひろば事業推進協議会(18部配布)
<p>2 消費者保護啓発チラシ</p>	<p>1 「松本山雅」ホームゲーム周辺の街頭啓発 10/30開催 対長野パルセイロ戦 約1,000人配布</p> <p>2 ハタチの記念式典(旧成人式) 1/8開催 約1,900部配布</p>

<p>【消費者教育】</p> <p>1 専門相談員による出前講座の開催</p>	<p>消費生活講座「賢い消費者になるために」の開催 《出前講座》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6/6 下立田老人クラブ（12人参加） ・ 6/22 社会福祉士連絡会（18人参加） ・ 7/14 松原第一町会いきいきクラブ（9人参加） ・ 7/25 JA松本ハイランド組合島内支所女性部（18人参加） ・ 10/14 奈川地区福祉ひろば事業推進協議会（18人参加）
<p>2 若年者への出前教室の開催</p>	<p>若年者(中学生)への出前教室</p> <p>1 開成中学校 10/21～計4回開催(クラスごと開催) 対象は中学3年生生徒95人 内容は①中学校も消費者であることから、今、消費者として気を付けること。 ②成人年齢到達目前に控えて、大人の消費者としての心構え等。</p> <p>2 旭町中学校 11/15に開催。 対象は中学2年生生徒104人(一斉開催) 内容は、開成中学校と同一。</p>
<p>【その他】</p>	<p>1 多重債務者無料弁護士相談会 5/26、6/16 実施</p> <hr/> <p>2 消費者被害防止のバス広告</p> <p>(1) 車体背面広告2台、車体戸袋広告2台 (アルピコ交通 市内主要路線) 掲示期間 令和4年4月～令和5年3月</p> <p>(2) 車内ポスター広告45台</p> <p>(3) (アルピコ交通 市内主要路線) 掲示期間 令和5年1月～令和5年3月</p>

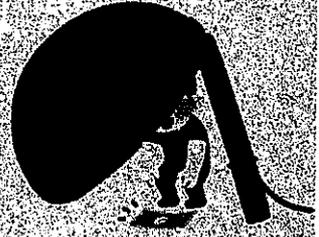
	<p>3 消費者被害防止啓発の電車広告 車内サインージ広告 (アルピコ交通 上高地線車内) 設置期間 令和4年11月~令和5年3月</p>
	<p>4 特殊詐欺(電話でお金詐欺)被害防止啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4/15 八十二銀行 寿支店前 ・6/15 八十二銀行 南松本支店前 ・8/15 松本信用金庫 浅間温泉支店前 ・10/14 イオン南松本店前 ・12/15 イトーヨーカドー南松本店前

5月は消費者月間

狙われている！若者のお金と夢

●問い合わせ 消費生活センター（本庁舎1階 ☎36-8832 国36-6839）

4月1日から、成年年齢が18歳になりました（飲酒、喫煙、公営ギャンブルの投票券購入は20歳）。20代に多い消費者トラブルは今後18歳、19歳にも広がります。高校生であっても18歳なら成人です。契約は慎重に。トラブル回避のポイントを紹介します。



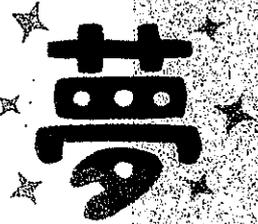
SNSなどでの「こんなに簡単に稼げます」との広告は疑うこと！

「1円でも利益が出る」ことを「稼げる」と宣伝していた、事務所の所在地が住所だけを借りる「バーチャルオフィス」で実態が不明だった、宣伝動画の登場人物全員が役者だった、という事例もあります。簡単に稼ぐ方法はありません。

「オーディション商法」に注意！

インターネットや雑誌などで募集のタレントオーディション。合格後に呼び出された事務所で、事前説明のない高額なレッスン受講を契約させられる「オーディション商法」に注意してください。目的はレッスン受講契約にあり、オーディションは人集めの手段です。オーディション商法は、アポイントメントセールス（訪問販売の一形態）として契約書面を受け取った日を含め8日間はクーリング・オフが可能です。

街中でのスカウト商法（キャッチセールス）にも注意が必要です。アダルト作品への出演強要があれば警察へ相談してください。



注意!!

点検商法の
相談が増加中

あなたのおウチがターゲット!

●問い合わせ・相談

消費生活センター（本庁舎1階 ☎36-8832 ☎36-6839）

困ったらすぐ
に相談してく
ださい。



無料の点検から高額な工事契約をさせられることも!?

「近所で工事をしている業者ですが、お宅の前を通るたびに気になった」と家にやってきて、屋根の無料点検を勧められた。点検後に「不具合があった。このままでは大変なことになる」と言われて、高額な屋根修理を契約してしまった—という相談があります。訪問販売は、契約書面受領日を含めて8日以内にクーリング・オフ通知などを出すことで、解約ができます。

業者の中には点検後「不具合があるので、知り合いの業者に見てもらって」と言って名刺だけ置いて帰る場合もあります。一度訪問を受けた業者であっても、改めて消費者から契約する意思で自宅に呼び出して契約すると、クーリング・オフはできませんので、ご注意ください。

松本市消費者問題協議会の公募委員を募集

消費者保護施策に関して審議・意見をいただく委員を公募します。2月20日(月)までに消費者保護について感じることを400字以内にまとめて提出してください。

- ◆対象 市内在住の方で、年2回程度開催する平日の会議に出席できる方
- ◆募集人数 3人以内 ◆任期 令和5年度から2年間
- ◆申し込み・問い合わせ

市民相談課（〒390-8620 松本市役所 市民相談課 ☎32-0001 ☎36-6839

✉ seikatu@city.matsumoto.lg.jp)



YouTube「松本のシンカ」で

動画を公開中です。

ぜひご覧ください!



広報まつもと2023年2月号 9

悪質商法・特殊詐欺
イヤ・様や!
188に
すぐ相談!
188は全国共通の相談電話です

有料老人施設の入居権 当選の電話連絡は詐欺

Q 「市内に新しくできる有料老人施設の入居権が当たりました」と有名企業Xを名乗り自宅に電話があった。断ると、「60歳から80歳までの人限定の施設。当選した人しか入居できない。入居しないなら、入居したい人に名義を貸して。謝礼を払う」と言われ、了承した。

その後、再びXから電話。「入居者が県外のYさんに決まった。これからYさんが入居金1000万円をあなたの口座に振り込む。あなた名義での申し込みなので、あなたの口座に費用があることを管理会社Zに証明しないといけない。口座には現在いくら残っていますか」と聞かれ、怖くなり電話を切った。

A 高齢者から類似の相談が複数あります。相手は、電話に出

た高齢者の氏名、住所、年齢を把握してました。この後に予想される主な展開は次の通り。

①管理会社Zから「名義貸しは契約違反。法律でも禁止されている」と電話が来ている。

②「名義を借りた」Yから、入居できないことへの損害賠償と「預けた1000万円の返金」を請求される。

③警察をかたる者から「名義貸しは犯罪。逮捕する」と電話。続けて偽弁護士から「保釈金」を請求する電話がくる。

相談者の多くは、「名義貸し」を心配されませんが、市内に新しくできる有料老人施設の話がきっかけです。うその話に基づく「名義貸し」を心配する必要はありません。電話で「当選」「名義貸し」

5月は消費者月間です トラブル回避法を紹介

1968(昭和43)年5月の「消費者保護基本法」(消費者基本法の前身)の施行から20周年の88年、毎年5月が「消費者月間」とされました。

4月、成年年齢が18歳に引き下げられました(飲酒、喫煙、公営ギャンブル投票券の購入は20歳)。社会経験の少ない18、19歳の新人は消費者トラブルに遭いやすく、より注意が必要です。消費者

り、損害賠償請求される。②「名義を借りた」Yから、入居できないことへの損害賠償と「預けた1000万円の返金」を請求される。③警察をかたる者から「名義貸しは犯罪。逮捕する」と電話。続けて偽弁護士から「保釈金」を請求する電話がくる。

相談者の多くは、「名義貸し」を心配されませんが、市内に新しくできる有料老人施設の話がきっかけです。うその話に基づく「名義貸し」を心配する必要はありません。電話で「当選」「名義貸し」

の話が出たら、「詐欺」。すぐ切る」と。今回は、言葉巧みに「口座残高」を聞き出そうとしていきます。答えると、残高がなくなるまでたかられます。口座残高は個人情報。絶対に教えないでください。

電話でお金を請求する手口が多いことから、長野県警察本部は今月から、「特殊詐欺」という名称を「電話でお金詐欺」に変更しました。不審な電話を避けるためにも固定電話は常に留守番電話にしておきましょう。詐欺電話があったときには、警察にすぐ連絡してください。

「利用規約を読んだ」をチェックしない。解約制限事項があるかも確認。

⑤トラブルに遭っても一人で悩まない。局番なしの188番に電話し、住所の郵便番号を入力すると、担当の消費生活センターにつながります。

(次回は5月25日付に掲載予定)

松本市
消費生活センター
0263-36-8832
消費者ホットライン
188



アヲカル

▼フリーマーケット
21日午前9時
後1時半、安曇野市役所
郷温のザ・ビッグ
店西側駐車場。
の引き取りも。
止。フレンド
70・646
94

▼巡回労働
日午後1〜4時
市市民交流
んぱく。
員が労働
応じる。回
務所40。

▼若年者
やフランク
け個別就労
午前10時〜午後
安曇野市役所。
分程度。49歳
職者と保護者
日までに申し
おじり若者サ
テーション

▼泪(なみだ)
エ 27日午後
3時半、松本市
の集い場から
切な人やペッ

インフォ・すまふおと投稿概要

掲載は参加費、入場料、物品など税
込み2000円以下(「ゆずってください」
は除く)。記事中に料金が書いていた

悪質商法・特殊詐欺
イヤヤ・様や!

188に
すぐ相談!

188は全国共通の相談電話です

固定電話の光回線への変更 虚偽の説明による勧誘注意

独立行政法人国民生活の注意喚起をしていますが、

「このままでは固定電話が使えなくなる」と虚偽を言いつつ、アナログ回線から光回線へ契約を変更させる手口へ

NTTとは別の業者による勧誘です。このIP網化の作業は、NTT内の設備の切り替えをするだけなので、利用者による手続きなどは不要です。

学力診断テストの訪問販売 子どもと相談して購入を!

Q 中学生向けの学力診断テストの訪問販売があり、親心として「いいな」と思い、参加費500円を払い、問題と解答用紙を受け取ったが、子どもにやる気がない。クーリング・オフできるか。

A 訪問販売はクーリング・オフ(契約書面受領口を含めて8日以内に通知をして行う無条件解約)の対象ですが、3000円未満の現金取引の場合、クーリング・オフはできません。

「お金あげます」とSMS 届いても信じては駄目!

Q 金融機関を名乗り、「5億円の支給が決定しました」とショートメッセージサービス(SMS)が届いた。政府の10万円交付のニュースを知っていたので、その一環だと思った。相手と手続きのためSMSやメールでやりとりを始めた。

A 手数料を払い続けても5億円は支給されません。金融機関や公的機関、篤志家などをかたり、「支援金」や「給付金」の「手数料」各目でお金を支払し取る手口です。多くの場合、本人が知らないうちに海外の「出会い系サイト」に誘導され、本人が当該サイトに自ら登録して「利用」

しています。本人が出会い系サイトを利用して偽金融機関などと「実際」している形になっていきます。これまでの「手数料」はこの出会い系サイトの「利用料」の支払いです。「5億円を支給する」と言っている相手方の正体も所在は不明。返金交渉は名称や所在の分かる出会い系サイトとなりますが、海外業者のため、拒否や、難航が予想されます。今回はいくらでも現実的な金額の場合もあります。「お金をあげます」といった趣旨のSMSやメールが届いても信じないことです。

松本市
消費生活センター
☎0263-36-8832
消費者ホットライン
188



アイ

▼Toshii
ツピイラスト展
31日(松本市出
額縁のタカハシ
ストレーター西
さんのペンを生
したイラスト展
同店まで29日90



▼木と布
工房展
本市板場の
コや花な
布の作品。1
64・10・30(午
以降)

講演会

▼アルプス麓
協会・創立30周年
講演会 6月4日
1時半~3時松
本庄1階 アル
ピスタ。プロレ
スターのピタ
ラカンさんが画
の一生「をテー

インフォ・すまふおと投稿概要

掲載は参加費、入場料、物品など税
込み2000円以下(「ゆずってください」
は除く)。記事中に料金が書いていな

悪質商法・特殊詐欺
イヤヤ、嫌や!



**188に
すぐ相談!**

188は全国共通の相談電話です

高齢者世帯を狙った「点検商法」 8日以内はクーリング・オフ可能

【事例1】 高齢独居の父宅に、「5年前に
した屋根工事のその後
についての確認です」と電話があり、父が業者の来訪を承諾。翌日、5年前と別の業者が来て屋根に上がり点検した。屋根の写真を見せながら「雨漏りの恐れがある」と言われ、父は20万円の屋根工事を契約。来月、工事が始まる。

【事例2】

高齢の両親だけの家に「排水管洗浄と床下点検をします」と業者が来た。8000円だったので父が契約し、その場で床下洗浄と床下点検が行われて支払った。その後、床下の写真を見せて「シロアリがいる。防除と基礎の修復が必要」と言われ、これらの作業を80万円で契約。その日のうちに薬の散布や基礎の修復が行われた。月末、集金に来る。

【対処法】

事例1、事例2

クーリング・オフの通知 電子メールなども可能に

6月1日からクーリング・オフ※がはがきだけでなく、電子メールや販売会社の専用フォーム、ファクスでもできるようになりました。

クーリング・オフのポイントは以下の通り。

- ①この方法でクーリング・オフする場合も、対象となる契約を特定するために契約日、商品名、契約金額、販売会社、契約者氏名、契約者住所、クーリング・オフする旨、クーリング・オフを通知する日を入。
- ②クーリング・オフの

ります。今回の場合、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフにより無条件解約が可能です。すでに払ったお金は返金対象となり、未払い金の支払い義務はありません。クーリング・オフされた業者は、作業前の状態に「原状回復」する義務を負います。

事例1は、今回来訪してきた業者は5年前とは別です。消費者の個人情報流出しており、今後似た手口で

期間内に通知した証拠を残します。はがきの場合は面を「コピー」してから特定記録で発送。メールの場合は送信メールを、専用フォームからのときは送信内容のスクリーンショットを保存。

③支払いが個別クレジットの場合、信販会社にも期間内にクーリング・オフ通知を出す。

※特定商取引法上の訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供（エステティック、医療脱毛など）一部の美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相紹介

トラブルに遭う可能性があります。普段から電話は留守番設定にしておきましょう。

事例2は、契約した日に作業を終えていますが、期間内であればクーリング・オフができます。クーリング・オフ期間経過後も、契約を取り消せる場合がありますので、断り切れず契約した場合など、諦めずに消費生活センターや弁護士などに相談してください。

介サービスのうちで定の要件を満たしたの、連鎖販売取引（マルチ商法）、業務提携誘因販売取引（モニター商法など）、訪問購入でのクーリング・オフが対象。通信販売にはクーリング・オフはありません。

訪問販売、電話販売、特定継続的役務提供、訪問購入は契約書面受領日を含めて8日以内に、連鎖販売取引と業務提携誘因販売取引は20日以内に発信します。（次回は7月20日に掲載予定）

松本市
消費生活センター
☎0263-36-8832
消費者ホットライン
188

悪質商法・特殊詐欺
イヤヤ・嫌や!
188に
すぐ相談!
188は全国共通の相談電話です

子どもオンラインゲーム 親に無断での課金に注意を

Q 小学生の子どもにスマートフォンを貸して無料の範囲内でオンラインゲームをさせていたら、登録してあったクレジットカード情報を使って親の知らないうちにオンラインゲームに高額課金していた。

A 無断課金をするお子さんの中には、「悪いこと」と分かっていながら「少しならいいから」と無断課金を繰り返すうちに高額になってしまったり、「課金」の意味も分からず「なんとなく」課金していったりとご両親もがいます。

民法上、法定代理人である親などの同意なく行った未成年者（現在は18歳未満）の「契約」は、取り消せるのが原則（未成年者取り消し）。未成年者取り消しは、法定代理人や本人が契約の相手方に

に対して、課金の行われたアカウントから問い合わせをし、未成年者取り消しの申し出をします。

ただ、プラットフォームは、そのアカウントを利用してゲーム課金をしたのが、親なのか、親のアカウントを使っている子どもなのかは分かりません。また、子どもの課金について「親の同意の有無」も分かりません。そのため、子どもが無断で課金したという事実をプラットフォームに丁寧に説明する必要があるとあります。

クレジットカード会社には、「現在プラットフォームと交渉中なので、支払いを留保してほしい」という旨の連絡をしますが、「クレジットカード情報の管理不徹底」を理由に拒否されることもあり、その場合、いったん全額が引き落とされ、未成年者取り消し後に清算となります。

夏休みを迎えるにあたり、ゲームをする際のルールをもう一度家族内で確認し、クレジットカードの利用は「お金を使うこと」と同じ意味であることをお子さんに教えましょう。

またご自身のクレジットカード情報の管理を強化しましょう。

最近、電話料金とゲーム課金などが一緒に請求される「キャリア決済」でのトラブルもあります。子ども所有のスマートフォンには、機能を制限し、無断で課金などをできない「ペアレンタルコントロール」機能をかけましょう。

今回の場合は、プラットフォーム（インターネット上で利用者とサービス提供者とを結び付ける場を提供する事業者。GoogleやAppleなど）

刈り払い機の事故が多い季節 説明書読み 注意して作業を

夏場には、刈り払い機（草刈り機）による事故が多く起きます。手指切断の重大事故もあります。取扱説明書をよく読み、作業前には各部を点検しましょう。

消費者庁では、①長袖、長ズボン、ヘルメット、保護眼鏡、耳覆い、防振手袋、すね当てなどの保護具や滑りにくい作業靴を着用②作業の15分以内に入らないこと③回転中の刈り刃が障害物に当たって跳ね返るキックバックへの注意④個人や自治会で使う際

にも講習会に参加するなどの注意喚起をしています。

消費者庁のホームページには事故の衝撃的な再現動画があります。（次回は8月24日に掲載予定）

松本市
消費生活センター
0263-36-8832

消費者ホットライン
188



アート

▼書道 清風会
26日、松本市中の額縁のタカハシ市の分銅町にある教室による作品展
店番29・5901

アラカルト

▼白馬カニ
マーケット 23日
10時〜午後1時、
村北城の白馬グリン
スポーツの森西側
場。地元の有機酪
手作り加工品、
ト品など。
内ゲート
大鷹（おぢ
0900・
25444 13

▼子どもの成長のための「親理とカウンセリング」
24日午前9時〜12時、同日午後1時〜4時
安曇野市穂高有品子どもサポートセンター。安曇野内科、スケアクリニックス
田後穂院長が「近
行きたくないと言
たら」などをテ

インフォ・すまふおと投稿概要

掲載は参加費、入場料、物品など税込み2000円以下（「ゆずってください」は除く）。記事中に料金が書いていない場合は無料です。掲載料は別途



「消費者法」大きく変化
あらためて確認して！

4月以降、「消費者

法」の分野で大きな変
化がありました。既に

このコーナーで取り上
げたことも含め、あら
ためて紹介します。

◇成年年齢の18歳への
引き下げ

民法改正で、4月1
日から成年年齢が18歳
になりました(飲酒、

喫煙、公営ギャンブル
は20歳から)。高校生
であっても18歳は「成
年」。契約に責任を負
い、取り消しが簡単に
はできません。

例えば、「簡単にも
うかる副業」の契約を
17歳の生徒が保護者な
ど法定代理人の同意を
得ずにした場合、未成
年の証明をして保護者
や本人が「未成年者取
消し」を申し出て取り
消すことができます。これに対
して18歳の生徒は「勧
誘時にうそをつかれ
た」などの証拠を出し
て消費者契約法による
「不実告知取消し」と
なり、手間がかかりま

す。
◇悪質な定期購入の規
制を強化

通信販売で、「初回

「思い込み」に注意を！
先入観捨てて対応して

消費生活センターに
寄せられる相談の中に
は、消費者が「思い込
み」で注文したり、業
者による消費者の「思
い込み」を利用した広
告を見て注文したり
し、トラブルに発展し
たものもあります。広
告を見たり業者の勧誘
を聞いたりするときに
は、先入観を捨てるこ
と。分からないことは
質問しましょう。ただ
し、「稼げる」「もう
かる」話には近づかな
い。簡単に稼ぐ方法は
ありません。

【例】

①通販サイトでの「日
本の技術を集結して製

無料」「お試し価格5
00円」などの表示を
見て健康食品や電子た
ばこなどを申し込んだ
ら、「最低5回継続購
入が、初回を安く購入
できる条件だった。5
回購入すると数万円か
かる。定期購入という
表示が見当たらなかつ
た」との「定期購入」
トラブルがあります。
特にインターネット通
販での相談が多くあり
ます。

特定商取引法の改正
により6月1日から、

作」との表示。「日本
製」とは書いていない。
日本の技術を使って海
外で製作したものかも
しれない。

②「家族1台1万円。
2台目以降は6万円」

との家電の広告を見
て、6万円級の家電が
「特別に1万円で買
える」と思い注文した
が、1万円相当の商品
だった。小さい字で「転
売防止のため2台目以
降は価格を上げていま
す」と表示があった。

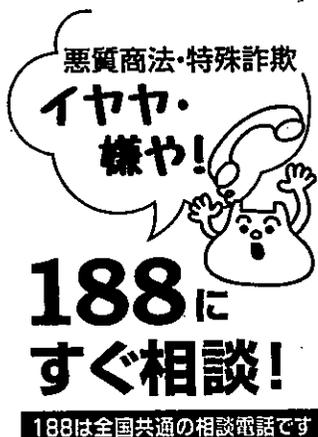
③SNSを流すサイト
上の広告で知った「簡
単に稼げる副業アプ
リ」。アプリ業者のサ
イトの動画で、開発者

こうした詐欺的定期購
入商法が規制されまし
た。今回の法改正で「注
文確定」の直前段階で
契約内容を簡単に最終
確認できるように表示
することが義務付けら
れました。契約内容を
表示せず、または不実
の表示で消費者を誤解
させて申し込まれた場
合は、契約の取り消し
ができます。後々のト
ラブルに備えて、最終
確認画面のスクリーン
ショットを撮っておき
ましょう。

が「このアプリは優て
いても稼げる。先着1
00人だけに販売」と
紹介。「もうからなけ
れば金額返金」とも。
どういう仕組みで稼げ
るのか不明だが、「全
額返金」の言葉を信じ
て申し込んだ。

アプリで1円でも
「稼ぎ」があれば、返
金されない可能性あ
り。「〇〇限定」にあ
おられないこと。稼げ
るのは、このアプリを
入手した人ではなく、
アプリを販売している
業者だけ。(今回は9
月21日に掲載予定)

松本市
消費生活センター
0263-36-8832
消費者ホットライン
188



ネット通販の定期購入トラブル
法改正で規制されるも注意して

Q 化粧品などの定期購入の広告をSNS（交流サイト）で見た。回数縛りがなかったのに、オンラインショップで申し込むと、注文完了直後に「限定割引クーポン」がサイト上に表示された。「適用」を押すと割引価格に更

クーポンを利用したら、購入条件がいつの間にか変わっていたという相談が増加。今回のように回数縛りがない定期購入が、いつの間にか最低購入回数縛りのある定期購入に変更されている場合があります。新商品の定期購入トラブルです。

「気づかないうちに定期購入を申し込ませる」といった詐欺的定期購入を規制するため、6月1日から法律が変わりました。内容としては、インターネット通販の場合、注文確定直前の「最終確認画面」に①定期購入である旨の回数縛りがあ

るときはその回数と、回数分購入した時の総額③解約・返品方法などが分かりやすく表示されていないといけません。

今回の場合、購入条件の変更なので、「割引クーポン適用後の最終確認画面」に「4回縛り」や「4回購入したときの総額の表示がない、あるいは分かりにくい表示であれば、契約の取り消しを主張できます。

そのためにも証拠として、最終確認画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

催眠商法の被害の予防は 近づかないことが一番！

「食品や日用品を無料や低価格で提供する」とのチラシなどで客を会場に集め、巧妙な話術で会場を盛り上げて、最後は「本命」

の高額な健康食品や健康器具、浄水器、医療機器などを売りつけるという「催眠商法」(SF商法)の相談があります。

店の人は人当たりがよくて優しく、また会場の雰囲気のみ込まれて知らないうちに高額な買い物をさせられてしまします。店は空

き店舗や空き家の一角に1、2カ月限定で開店することが多いです。目当ての無料や低

つかみにくいデジタル遺品 生前に整理、リスト作りを

独立行政法人国民生活センター(東京)は「デジタル遺品」のリスト作りを勧めています。

デジタル遺品とは、「デジタル環境を通してしか実態のつかめない遺品」のこと。遺族

価格商品しか購入しない自信のある人はいいですが、気の弱い人や優柔不断な人、周りに流されやすい人は近づかないことが、被害に遭わない一番の予防策です。

相談があります。

終活の一環として、ロック解除の方法や解約が必要ならサイト情報、インターネットバンキング情報などを整理し、エンディングノートや遺言書に記しておきましょう。後からインターネットバンキングや端末内の電子マネーが明らかにになると、相続人の手間が増え、また遺産分割にも影響します。(次回は10月19日に掲載予定)

松本市
消費生活センター
☎0263-36-8832

消費者ホットライン
いやや
188

悪質商法・特殊詐欺
イヤヤ・様や!

188にすぐ相談!

188は全国共通の相談電話です

高額商品の講習会商法
トラブルに注意して!

健康や睡眠の向上な
どをテーマとする講習
会に参加した人に健康
食品や磁気ネックレス

講習会は、「先生の
ためになる話」を聞い
たり、参加者同士で「体
験談」を発表したり、
マッサージチェアなど
の体験もあり、楽しい
雰囲気が進みます。
参加するきっかけは、
業者からのダイレ
クトメールやチラシな
どの場合もあります
が、知人や町内の人に
誘われて参加し、トラ
ブルに遭う人もいま
す。勧誘する人は「自分
が試してみてもよかつた
から」「新しいお友達も
できて楽しいから」と
善意で誘ってきます。
しかし、「講習会で
具体的に行われて
いるのか」を誘ってき
た人に質問し、明確な
返答がなければ参加し
ないこと。業者とのト
ラブル後に知人らと気
まずくなるより、気ま
ずきはあっても誘われ
たときに断った方が金
銭面の被害はなくて済
みます。また、参加し
て「この集まりはおか
しい」と感じたら、す
ぐに帰りましょう。

メールによる開運商法
欲出さず冷静に判断を

Q 「お金がたま
る方法を伝授する」と
いう古いサイトに登録
した。メールで占い結
果を受け取るには、事
前にポイント購入が必
要。1回メールを送受
信するのに15000円
分のポイントがかか

足していない人は、「占
い」という非合理的、
非科学的な「小道具」
を利用する開運商法に
引き付けられがちで
す。しかし、こうした
商法は、適当な内容を
「占い」と称している
だけ。占い結果のメー
ルの文章が途切れてい
る時点で「おかしい」
と考え、「もう少しで
お金がたまる方法が分
かる」と欲を出さない
こと。
業者の関心は、相談
者の未来ではなく、相
談者が支払うお金だ
け。お金に対して自制
的に考える習慣をつけ
ないと、何度でも類似
の商法で被害に遭いま
す。占いは遊びや験担
ぎで済ませ、のめり込
まないことです。

1日から模造品取り締まり強化
個人使用目的の輸入品も対象に

10月1日から模造品
の水際取り締まりが強
化され、個人使用目的
での輸入品も取り締
まり対象になりました。
た。海外業者のサイ
サイトに注文した商品が模
造品であった場合、商標
法及び意匠法により、

「輸入してはならない
貨物」に当たり、税関で
没収されます。国内業
者のサイトで注文し、
海外から消費者宛に直
接届く場合も同様です
(詳細は特許庁のホー
ムページ参照。また没
収されないことをもつ
て「真止品」であること
を保証するものではあ
りません。
「業者に代金を支払
ったけれど没収されて
商品が届かない」とい
う場合は返金交渉する
こととなりますが、業者
と連絡が取れないなど
のトラブルも予想され
ます。クレジットカード
決済であればカード会
社に相談してください。

現金振り込みの場合
は警察へ相談し、振り込
み先の金融機関に「振り
込み詐欺救済法」によ
る救済手続きの相談を
してください。(次回は
11月16日に掲載予定)

松本市
消費生活センター
0263-36-8832
消費者ホットライン
188



「クラスTシャツ」の注文 納期などトラブルに注意

高校生など10代が主な被害者の「クラスTシャツ」を巡るトラブルに、消費者庁が注意喚起をしています。文化祭などの学校行事で着る「クラスTシャツ」を、クラス代表がインスタグラムで知った業者にLINE（ライン）でデザインや納品日を送って「行事には間に合う」との返答を信じて全量分を注文した。この業者とはLINEでしか連絡が取れない。納期近くになり「配送の遅れ」を知らせるLINEが届き、その後問い合わせ

しても返答がなく、行事で着られなかった。解約の連絡をしても、遅れてTシャツが届き代金を請求された。などというもの。

現物を目の前で確認できず、相手と対面で取引をしない通信販売

ネットの質問サイトへのアクセス 「どれも無料」との思い込みは禁物

Q ペットの体調が優れず、インターネッットの「質問サイト」にクレジットカードを登録し、質問して回答を得た。毎月口座から

心当たりのない一定額が引き落とされている。

A 類似の相談があります。相談者は海外の有料質問サイトを利用していましたが、解約

インターネットバンキング 悪用した新手詐欺にご用心

独立行政法人国民生活センター（東京）が、インターネットバンキングを悪用する新手法の詐欺の注意喚起をしています。

手口は、①自治体職員をかたして「還付金

の場合、SNS（交流サイト）やメールでしか連絡の取れない業者は要注意です。

電話番号があっても安心しないこと。架空の番号かもしれない。契約前に業者に電話をして連絡の取れる相手が確かめておくことも大切。電話の呼び出し音が鳴るだけで誰

に、文化祭等に届かなかったとき、注文者は契約の解除（解約）ができます。しかし、通販の利用規約に「天候や国際情勢、運送上の都合により納期に遅れる場合があります」などの記載がある場合は、解約を拒否されることもあります。

民法では例え「文化祭で使うため」と目的を告げて契約したの

今回のように注文者が18歳未満の未成年の高校生で、親などの法定代理人の同意を得ていない場合は、「未成年者取り消し」も視野に入れて交渉します。「学校の先生」の同意は法定代理人の同意にはなりません。

元に通帳とカードがあるから大丈夫」と言われ、教えてしまう。本人になりすまして銀行

めにも、普段から留守番設定しておきましよう。

（次回は12月21日に掲載予定）

電話でお金の話が出たら詐欺。不審な電話に出ることを避けた

松本市
消費生活センター
0263-36-8832
消費者ホットライン
188

悪質商法・特殊詐欺
イヤ・様や!



188に
すぐ相談!

188は全国共通の相談電話です

電熱ウエアによる事故が増加
使用法を理解し安全に着用を

「電熱ベストの首元が焦げて、他の衣類に穴が開いた」「やけどをした」など電熱ウエアでの事故が増えています。電熱ウエアはこれまで防寒着と違い、衣類に内蔵された電熱線をモバイルバッテリーなどで発熱させて体を温める電気製品

です。国民生活センターでは①取扱説明書と本体の注意表示を読み、理解する②丁寧に扱い、異常を感じたら使用を中止する③製造元や販売元、型式、機能が明示された商品を購入する④注意喚起をしていますが。

海外からの配当話に注意を
「おいしい話」はありません

Q 外国の銀行Aから、「ドバイ在住の富裕者があなたに3000万円を配当する。当選確率は18万分の1。受け取り手続きをして」とメールが届いた。手数料20万円を指定された国内の銀行口座に振り込み、Aに受け取り用のオンライン口座を開設。すでに3000万円が入金されたが、数日後、その口座が凍結された。

A 「外国の銀行」も「3000万円が当選」も相談者から手数料をたたく取ろうと。オンライン口座も架空で、「3000万円」は相談者に見せるための単なる数字です。この後、「口座凍結の解除費用」などと言って更に手数料を請求されます。「振り込め詐欺救済法」による救済手続きもありますが、詐欺グループに渡った20万円を取り戻すのは不可能です。口座開設のために相手に知ら

「簡単に稼ぐ方法を教える」
高額なサポート料金が目的

Q 「アフィリエイトで簡単に稼ぐ方法を教える」というサイトを見つけた。その運営業者BとはLINE(ライン)でしか連絡が取れない。Bからアフィリエイト(成果報酬型)のインターネット広告のマニュアルを2万円で購入し読んでみたが、やり方が分からない。BにLINEで苦情を伝えると、折り返し電話があり、「アフィリエイトを200万円で購入すると」と言われた。そんな大金はない」と断るも、強

「簡単に稼ぐ方法を教える」と宣伝してマニュアルを売る業者は、稼げず苦情を言う者から高額なサポート料金を取ることで最終目的。そのためBのように消費者金融での借金を強く勧める業者もいます。結果、簡単に稼ぐつもりが借金だけを背負います。

「調で」消費者金融から借りればいい。簡単に稼げてすぐに返済できる」と言われた。消費者金融で借りて支払ったが、稼げない。Bとも連絡が取れなくなった。

A Bは倒産していました。200万円を取り返すことは難しいです。消費者金融での借金は別の契約なので、返済する義務があります。

せた氏名、住所、電話番号、メールアドレスなどは今後、他の詐欺グループにも悪用されます。

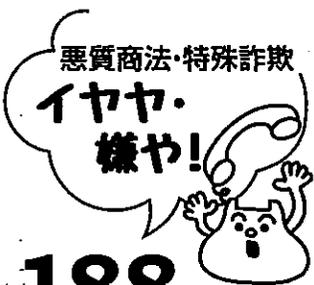
商品券やギフトカードには有効期限付きのものがあります。例えば、日本図書普及株式会社発行の「図書カードNEXT」は、同社発行の図書券や図書カードと異なり有効期限があります。年末の大掃除のときなどに1度は商品券などの「棚

ギフトカードの期限
年に1度は確認して

「卸」をし、有効期限や利用条件の確認をしましょう。

(次回は1月25日に掲載予定)

松本市
消費生活センター
0263-36-8832
消費者ホットライン
188

ひろば
Forum**188に
すぐ相談!**

188は全国共通の相談電話です

**国税庁名乗るSMSなどに
不用意なアクセスはやめて**「【国税庁】重要な ください」とのSMS
お知らせ。必ずお読み (シ)ショートメッセージ

やメールが届いたとい
う相談が複数寄せられ
ています。記載のUR
Lをクリックせず、心
配であれば最寄りの税
務署や国税庁に確認し
ましょう。

「e-tax」から
送信されるメールに類
似した偽メールが届い
たとの報告もあり、国
税庁でも注意を呼びか
けています。

はありません。

相談者の多くは40
代。若い頃の契約が急
に目の前に現れ、高額
請求されて慌てしま
います。弁護士や司法
書士、消費生活センタ
ーに相談してください。

**昔に結んだ会員契約
放置せずに整理して**

Q 25年前、20歳 販売の「類型」契約
だった時に知らない異
性から電話で「ファミリ
ーレストランに呼び出
され、「旅行サービス
などが受けられるクラ
ブ」の会員契約をして
しまった。一度も利用
したことがないので、
20年前から月会費を支
払っていない。その後
会報も届かないため忘
れていた。最近、「未
納分の会費を支払え。
直近2年分の8万円を支
払えば退会処理す
る」と、「訴訟予告」
と題する通知が届い
た。

「契約書
面を受け取った日を含
めて8日以内にクーリ
ング・オフ通知を出し
て解約が可能でした。
今回の場合、退会手
続きが未了だと会費の
支払い義務が原則あり

「今回は時効にかから
ない直近2年分の請求
です。放っておくと訴
訟になる可能性もあり
ます。しかし、2年分
を支払えばこの業者と
の関係が断ち切れるの
かといえば、その保証

「直接会って
話をしたい」とのメッ
セージには、「何かあ
る」と思いましよう。
面識のない人はもちろ
ん、数年ぶりに連絡の
あった元同級生や部活
動の先輩後輩からの誘
いにも注意が必要。契
約して放っておくと、
この事例のように20年
後にトラブルになるか
もしれません。

**マスクの「ノーズフィット」
使用や処分時の事故に注意**

不織布マスクの鼻付
近にある、マスクを顔
に密着させるための
「ノーズフィット」での
事故報告があります。
独立行政法人国民生活
センター(東京)が注意
喚起をしています。ノ
ーズフィットの材質に
は、樹脂製のものや金
属製ワイヤを樹脂で覆
ったもの、金属製のも

のがあります。マスク
から出ていたワイヤが
目に入った、マスクを
捨てる際に丸めたら針
金が出てけがをしそう
になったなどの事故
が報告されています。
次の点に注意しまし
ょう。

①ノーズフィットを
折り曲げる時は、端部
が不織布を貫通した
り、突き出たりする可
能性があるので注意し
ましよう。(次回は2月
15日に掲載予定)

A こうした相談
が定期的にあります。
これは、販売目的を告
げずに「ファミリーレス
トラン」などに呼び出し
て契約させる「アポイ
ントメント商法」訪問

たもの、金属製のも

①不織布マスクの調
整の際は、ノーズフィ
ットの端部を確認。と
がっていたり、端部が

松本市
消費生活センター
☎0263-36-8832
消費者ホットライン
188

賢い消費者になりましょう

松本市消費生活センターでは日常生活の中で遭遇する悪質商法や、消費生活上の事故被害を未然に防ぐための情報をお伝えしています。

●傘の扱いに気を付けて

梅雨になり、傘を使う機会が増えました。安全に使う傘での事故を防ぎましょう。

①傘を閉じて持ち歩くとき

傘を横にして持たない。後ろの人に傘の先が当たります。特に昇りの階段では後ろの人の目や顔を突くことがあります。

②傘を開くとき

目の高さで開かない。目の高さで開くと露先で自分の目を傷つけることがあります。周りをよく見て傘は斜め下に向けてゆっくり開きましょう。

③傘をさしているとき傘をくるくる回さない。

周りの人に傘がぶつかったり、周りの人に水滴が飛んで迷惑です。また、傘を回すと手元などに遠心力が掛かり、傘の傷みの原因にもなります。

●長期間にわたる契約は慎重に。

独立行政法人国民生活センター（東京）が「脱毛エステの通い放題コースなどでの中途解約・精算トラブルに注意」と呼びかけています。

いわゆる「エステティック」契約は、①期間が1か月超（期間要件）かつ、②金額が5万円超（金額要件）の2つの条件を同時に満たすとき、特定商取引法によりクーリング・オフ（契約書面受領日を含めて8日以内に通知をしての無条件解約）が可能です。中途解約時の精算ルールも法定されています。

エステ契約のように長期間にわたる契約は、その期間通える時間があるのか、支払い続けられるのかなど、慎重に判断しましょう。契約前に、中途解約時の精算方法を確認しましょう。「通い放題」とあっても、契約書で回数制限を設けていることもあります。言葉のイメージでの思い込みはやめましょう。

●成年年齢が18歳に引き下げになりました。契約には責任が伴います。

4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げになりました。すでに18歳や19歳の方も成人です。「脱毛エステ」や「痩身エステ」など美容に関する契約をはじめ、成年になると自分一人で様々な契約が出来ます。（飲酒、喫煙、公営ギャンブルなどの投票券の購入はこれまでと同じ20歳）

今まで、18歳・19歳は親など法定代理人の同意のない契約は「未成年者取り消し」が出来ました。これからは18歳・19歳は成人なので「未成年者取り消し」が出来ません。高校生であっても18歳であれば、その契約に責任を負います。

日常生活の契約でおかしいな？、困ったな！と思ったら一人で判断せず、まずは消費生活センターにご相談ください。

暮らしの相談窓口

消費者ホットライン ☎188

松本市消費生活センター（松本市役所内）☎0263-36-8832

お問い合わせ

市民相談課 0263-34-3307

松本市消費生活センター（松本市役所内）0263-36-8832

市民タイムス

発行所/市民タイムス:本社/〒390-8539松本市大字島立800番地
TEL(0263)/受付47-7777 編集47-7774 広告48-2000 販売47-4755 ©市民タイムス2022年
FAX(0263)/受付48-2422 編集47-1654 広告47-8585 販売48-2422 支社/安曇野・塩尻 支局/長野・木曾

AID ITソリューション・ソフトウェア開発

経産省推進資格のITコーディネータがご支援!

IT導入補助金2022

アドヴァンスト・インフォメーション・デザイン
松本市梓川橋3820-1 TEL 0263-78-8003 AID

市、若者狙う悪徳商法懸念

トラブル防止へ啓発強化

松本市は、20歳から18歳への成人年齢引き下げによる若者の消費者・労働トラブル増加を防ぐため、啓発を強化する。18歳(成人)になると親の同意がなくても携帯電話やローンの契約ができる一方、未成年者に適用される取り消しはできなくなる。市は悪質商法などの被害拡大が懸念されるとして本年度、バス広告などで注意を呼びかけるほか、希望する高校や中学校で講座を開催する。(長尾浩道)



バスの車体に掲示した消費者被害防止の広告。成人年齢引き下げをアピールしたデザインへの変更を計画する

断っていた消費生活相談員の出前講座も再開し、中学校2校で行う方向だ。市民相談課は「消費生活センターが若者に知られていない。PRを強化したい」と話す。

民法改正で4月から成人年齢が引き下げられた。18歳以上は自分の意思で売買や賃貸の借、雇用の契約を結べる一方、親などの同意がなければ契約を原則取り消せる「未成年者

若者がもうけ話や定期購入を巡り大金を取られる契約トラブルの報告は従来からある。市は本年度、SNS

労働課は、アルバイトの労働環境を巡るトラブルに遭わないための注意点を書いたチラシを作り、市内高校への配布を始めた。「働く初期段階で必要な知識を習得することが大切だ」とし、未成年の高校生を対象にした講義も希望校で実施したいとしている。

中部地震(松本地震)に合わせて時期を前倒した。(長尾浩道)



職員

大規模地震の対応確認

行政機関200人が図上訓練

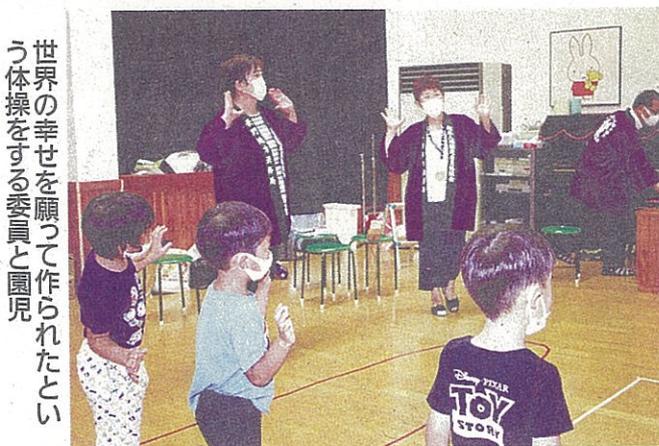


松本市役所の東庁舎1階ロビーで21日(木)午後、市庁で地震シミュレーション

仲良く明るく 思いやり学ぶ

松本人権擁護委員協議会松本部会は12日、松本市島内の小宮保育園で人権教室を開いた。園児たちに、新型コロナウイルス感染症が題材の紙芝居を見せて、感染した人を差別せずに優しい気持ち

小宮保育園で人権教室



世界の幸せを願って作られたという体操をする委員と園児

カーネーション華やか

松本産 市役所ロビーに展示

消費者被害防止のバス広告

後部広告

(成年年齢引き下げ)



後部広告

(定期購入)



消費者被害防止のバス広告

戸袋広告

(成年年齢引き下げ)



戸袋広告

(クーリングオフ)



消費者被害防止のバス広告

車内ポスター
(成年年齢引き下げ)

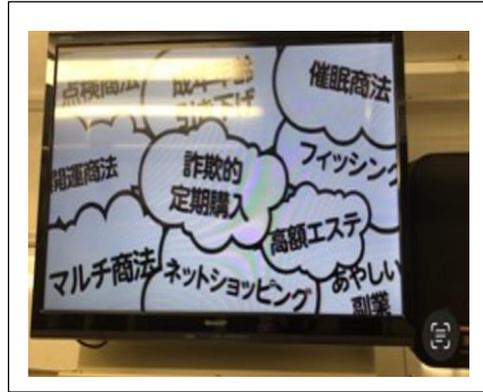


消費者被害防止の電車広告（車内動画）

①



②



③



④



⑤



⑥



シーン No.	時間 (秒)	画面	内容
1	1		文字飛び出す 「迫りくる! 消費者トラブル」 アルプちゃん下から出てくる
2	3		吹き出し文字が次々と現れ、画面を埋め尽くす 「詐欺的定期購入」 「フィッシング」 「成年年齢引き下げ」 「開運商法」 「あやしい副業」 「催眠商法」
3			「点検商法」 「開運商法」 「詐欺的定期購入」 「成年年齢引き下げ」 「催眠商法」 「フィッシング」 「あやしい副業」 アルプちゃん押しつぶされていく
4	2		文字 「消費者トラブルで困ったら?」
5	2		文字 「ひとりで悩まず すぐ電話」 上からの光がアルプちゃんを照らす。 アルプちゃん復活。

シーン No.	時間 (秒)	画面	内容
6	3	 <p>消費者トラブルの相談は 消費者ホットライン 188 局番なしの 松本市消費生活センター 0263-36-8832</p>	<p>文字 「消費者トラブルの相談は」 「消費者ホットライン 局番なしの 188」 「松本市消費生活センター 0263-36-8832」</p>
7	1	 <p>消費者トラブルの相談は 消費者ホ ところで 188 松本市消 0263-36-8832</p>	<p>文字 真ん中から場面転換（円のズーム） 「ところで」</p>
8	1	 <p>成年年齢引き下げ 20歳 ▶ 18歳に!</p>	<p>文字 「成年年齢引き下げ」 「20歳 → 18歳に！」</p>
	2	 <p>高校生・大学生も 他人事ではありません! 18歳から 大人です!</p>	<p>文字 「高校生・大学生も 他人事ではありません! 18歳から大人です！」</p>

あなたの明るい未来のために

～ 多重債務にならないために ～



無計画に「分割払い」や「リボ払い」でネット通販を利用し、返済額が膨らんでいた。



「絶対に儲かる」などと話を聞き、借金までしたが利益が得られず、返済できない。



パチンコや競馬など、ギャンブルにはまりいくつかの消費者金融から借金をした。



脱毛エステをクレジット数回払いで契約した。数回支払えずにいたら、残金一括払いの請求を受けた。



友人に頼まれ「連帯保証人」になったが友人が返済できず、代わりに請求された。

無計画にカードを使っていると...



いくつも借金をして
返済が困難な状態
= 多重債務

世の中には便利なもの、魅力的なものがあふれています。誰でもカードで気軽にクレジットやローンが利用でき、とても便利ですが、計画性がないと誰もが多重債務に陥る可能性があります。

どんなことに気をつければ良いのか、
このリーフレットで学びましょう！



長野県消費者被害防止啓発キャラクター

もシカっち

「お金」と「借金」の基礎知識

ローンと金利

ローン 金融機関からお金を直接借りること

例:住宅購入のローン、銀行カードローン・キャッシング、消費者金融(サラ金)からの借金 など

借金をすると返済の際に**利息**がかかります。

借りたお金(元本)に対して支払う利息の割合のことを**金利**と
いいますが、**金利が高くなると返済額は多くなります**。
なお、借金の金額に応じて上限金利が15%~20%に制限されて
いて、これを超える利息は禁止されています。

10万円を借りた場合の
5年後の返済額(複利計算)

12.8万円
金利年5%

16.1万円
金利年10%

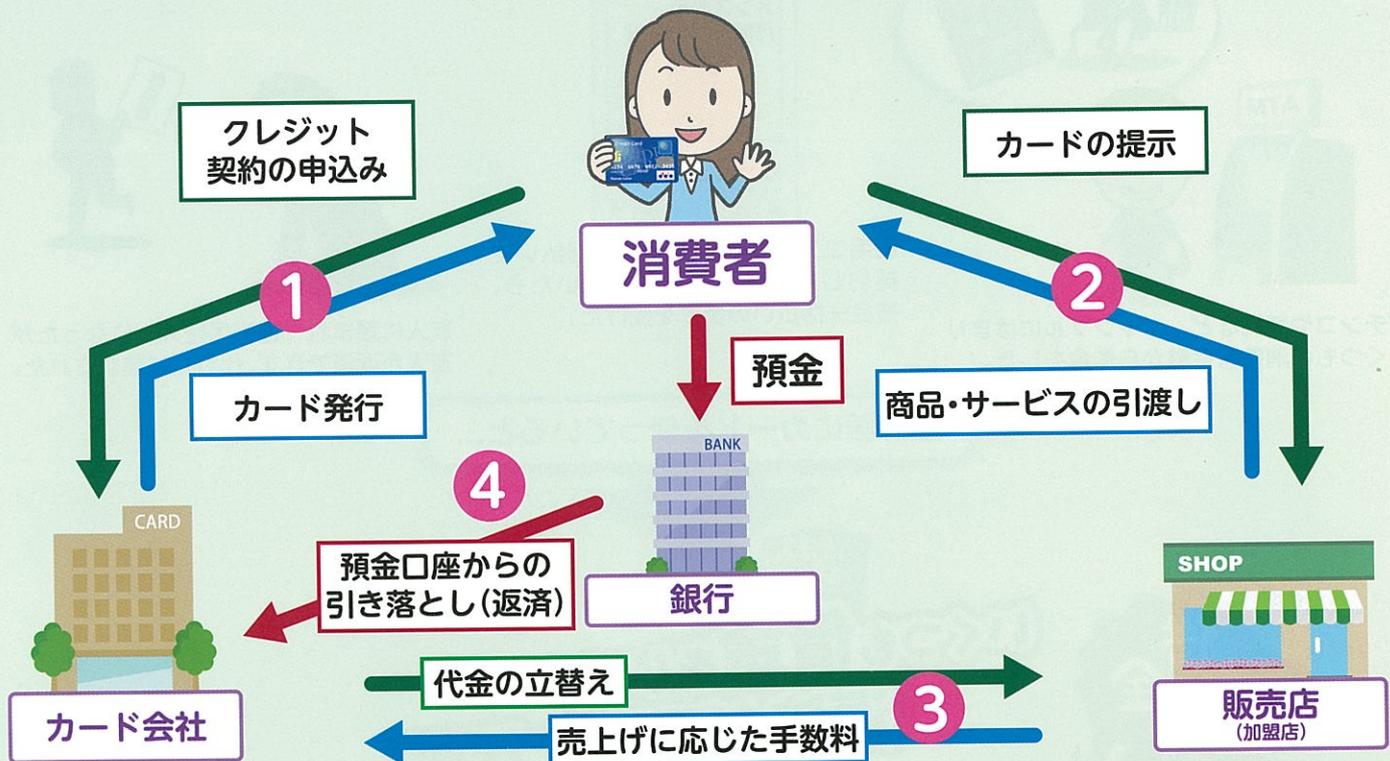
22.9万円
金利年18%

(千円以下四捨五入)

クレジットカード

クレジット
(信用という意味)

ショッピングなどの代金をカード会社に立て替えてもらうこと
クレジットカードの利用は「借金」です!



利用者は、買い物の後、期日までにカード会社へ返済をしなければなりません。
返済方法には、一般的に以下のような種類があります。

返済方法		手数料
一括払い (一回払い、マンスリークリア)	代金を一括で支払う。	なし
分割払い	代金を決まった回数に分けて毎月支払う。	あり
リボルビング払い (リボ払い)	月々の支払金額を決めておいて支払う。 支払回数は決まっていない。	あり

クレジットには、利用ポイントなどの特典も多くありますが、利用の際には手数料や年会費、支払い方法など、契約全体をしっかりと把握しましょう。

注意

「リボルビング払い」はたくさん使っても毎月の支払いが一定か、比較的少額で済むため、際限なくカードを利用してしまふことがあります。しかし、残高が増えると支払いが長引き、手数料がかさんで借金の総額はさらに増えてしまいます。「リボ払い」には注意が必要です。

身の回りの「カード」

プリペイドカード

事前に一定の金額を支払って購入し、その額の範囲で利用できるカード。コンビニなどで購入し、ネットショッピングでIDを入力するギフトカードの利用が増えています。



「有料動画サイトの料金が未納。ギフトカードの番号を教えろ」と言われたら、詐欺（サギ）です！

IC カード(チャージ型カード)

IC チップが入っていて、かざすだけで支払いができるカード。あらかじめ一定額をチャージし、不足が生じたら端末で金額を追加することができます。



特に「オートチャージ」を設定している場合は、使い過ぎに注意しましょう。

キャッシュカード

ATM を使って銀行口座から現金を引き出したり、預金することができるカード。暗証番号や生体認証が必要となります。

一枚で複数の機能を持つカード

キャッシュカードがデビットカードを兼ねていたり、クレジットカードの加盟店で利用できるデビットカードなど、様々な機能を持ったカードもあります。

デビットカード

預金口座の残高の範囲内で支払いができるカード。利用額はすぐに銀行口座から引き落とされます。



カードを使うのはお金を使うのと同じです。カードの残額や利用額を把握し、使い過ぎに注意！カードを落とすと、他人に利用されてしまうことがあります。きちんと管理しましょう。

契約についての基礎知識

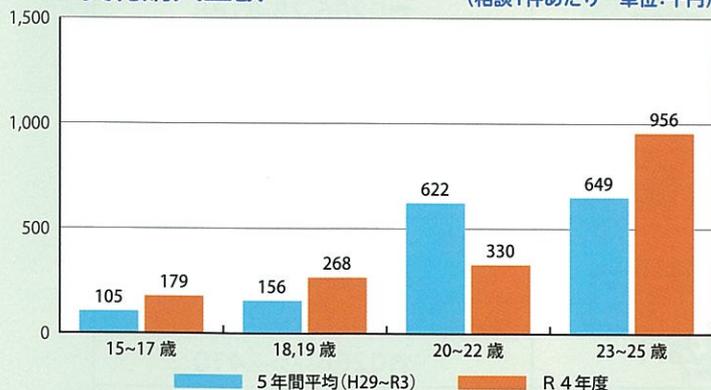
契約とは

法的責任を伴う約束のことで、契約書がなくても口約束で成立します。いったん契約すると、正当な理由がない限り、一方的に破棄することはできません。成年年齢の引下げにより、成年に仲間入りした 18・19 歳は、「未成年であること」を理由に契約を取り消すことができないので、正しい知識を身につけましょう！

20歳前後の消費生活相談(長野県内の苦情相談)

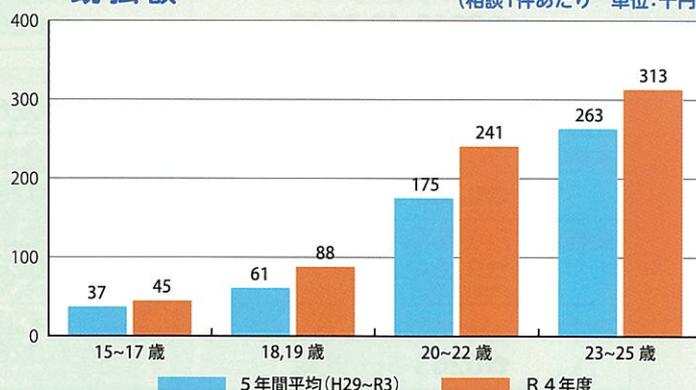
契約購入金額

(相談1件あたり 単位:千円)



既払額

(相談1件あたり 単位:千円)



(全国消費生活情報ネットワークシステムより)

成年年齢引下げにより変わること(令和4年4月)

18歳からできること

- 親の同意なしでの契約(クレジットカードを作る、ローンを組む、携帯電話の契約、ひとり暮らしの部屋を借りる等)
- 結婚(男女とも18歳に統一) ○10年有効なパスポートの取得 など

20歳のまま変わらないこと

- 飲酒・喫煙、国民年金保険料の納付義務 ○競馬や競輪、オートレースなどの公営ギャンブル など

多重債務にならないためには！



自分の収入の範囲での生活を心がけ、
むやみに借金をしないことが最も重要！！



- 「借金のための借金」は絶対にしない！
またヤミ金融※からは絶対に借りない！
- 金利、毎回の返済額、支払日、支払総額を必ずチェック！
- 不審な儲け話の勧誘、必要のない勧誘は断る！
- クレジットカードは必要以上にたくさん作らない！
- 親しい友人や知人、親族に頼まれても、安易に保証人にならない！

※ヤミ金融とは、貸金業登録をせずに無登録で営業している貸金業者や、出資法で定められた上限を超えた金利で貸し付けを行う業者のこと。

万が一、多重債務になってしまったら...解決する方法もあります！
一人で悩まず、すぐに近くの消費生活センターに相談しましょう。

消費生活センターには、①または②の方法によりご連絡いただけます。

①消費者ホットライン ☎188(いやや) 局番なし

(お近くの消費生活センターにつながります。なお、携帯電話からのお電話の場合、お住まいの地域外の消費生活センターをご案内することがあります。)

②最寄りの消費生活センター(市外局番、市内局番からおかけください。)

長野県 北信消費生活センター ☎026-217-0009	飯田市 飯田市消費生活センター ☎0265-22-4530	飯山市 飯山市消費生活センター ☎0269-67-0726
長野県 中信消費生活センター ☎0263-40-3660	諏訪市 諏訪市消費生活センター ☎0266-52-8199	茅野市 茅野市消費生活センター ☎0266-75-8188 <small>※富士見町、原村含む</small>
長野県 南信消費生活センター ☎0265-24-8058	須坂市 須坂市消費生活・特殊詐欺被害防止センター ☎026-213-7188	塩尻市 塩尻市消費生活センター ☎0263-52-0280(内線1129)
長野県 東信消費生活センター ☎0268-27-8517	小諸市 小諸市消費生活センター ☎0267-31-5100	佐久市 佐久市消費生活センター ☎0267-62-7501
長野市 長野市消費生活センター ☎026-224-5777 <small>※信濃町、飯綱町、高山村、小川村含む</small>	伊那市 伊那市消費生活センター ☎0265-96-8165 <small>※辰野町、箕輪町、南箕輪村含む</small>	千曲市 千曲市消費生活センター ☎026-274-0820
松本市 松本市消費生活センター ☎0263-36-8832	駒ヶ根市 駒ヶ根市消費生活センター ☎0265-83-2377 <small>※飯島町、中川村、宮田村含む</small>	東御市 東御市消費生活センター ☎0268-75-2410
上田市 上田市消費生活センター ☎0268-75-2535	中野市 中野市消費生活センター ☎0269-22-2201	安曇野市 安曇野市消費生活センター ☎0263-71-2100
岡谷市 岡谷市消費生活センター ☎0266-23-4811(内線1228)	大町市 大町市消費生活センター ☎0261-26-3225 <small>※池田町、松川村、白馬村、小谷村含む</small>	下諏訪町 下諏訪町消費生活センター ☎0266-27-1111(内線143)

編集・発行 長野県県民文化部 くらし安全・消費生活課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 TEL 026-235-7286
E-mail kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp <https://www.nagano-shohi.net/>

このリーフレットは長野県金融広報委員会(事務局:日本銀行長野事務所内)の協力を得て作成しています。



しあわせ信州
令和4年12月作成

きっかけはSNS!? それ、悪質商法かも!

関東甲信越ブロック 若者悪質商法被害防止キャンペーン

いいカモ
いいカモ
いるぜ

狙われてるカモ!

BOKU
KAMOKAMO
©YUKI ISHII

お近くの消費生活相談窓口
につながります

消費者ホットライン 188

 長野県消費生活センター

北信 026-217-0009
南信 0265-24-8058

中信 0263-40-3660
東信 0268-27-8517

<https://www.nagano-shohi.net/>

長野県消費生活情報

検索



ウマイ話には裏があるかも…!



マルチ商法

販売組織の会員になって商品を販売すれば、紹介料がもらえる商法。商品購入後、「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法もあります。



ウマイ話はない!



カモにならないために…

- 「簡単にもうかる」といったウマイ話は信じない!
- 友達から誘われても、きっぱりと断る!

こんな目にあってしまうかも…

- 実際は全くもうからず、商品等を購入するためのローン(借金)だけが残ることも!
- 知人・友人を勧誘するしくみのため、今度はあなた自身が加害者に…



アポイントメントセールス

販売の目的を隠して店舗等に呼び出し、契約を結ばせる商法。



カモにならないために…

- 「あなただけ特別!」と勧誘されても、その場の雰囲気でも契約を結ばない!
- 悪質事業者が友達を装っている場合があるので、SNSで知り合った人と会う時は慎重に。

こんな手口にも注意!

就職活動のアンケートに答えると、後から「**無料セミナーを受けないか**」と呼び出され、セミナー終了後、就職活動向けの高額な講座を強引に契約させられる。

困ったら、一人で悩まず **すぐ相談!**

美容に関するトラブル

SNS広告等を見て、店舗に行ったところ、高額な美容関連のコースを勧誘される等のトラブルが多く見られます。



カモにならないために...

- 「今日決めるなら割引き」などの勧誘に、あわててその場で契約せず、持ち帰って慎重に判断する。
- 必ず契約時に申込書面の内容(施術期間、回数、契約額)と支払方法(特に分割払の総額)を確認する。
- 契約前に身体へのリスクや安全性について説明を求め、検討する。

定期購入に関するトラブル

SNS広告等を見て、通常より安く「お試し」で購入したところ、実は定期購入が条件だったというトラブルが多く見られます。



カモにならないために...

- ネット上の「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- 「お試し」で割引価格をうたう広告は、定期購入が条件になっていないか、契約内容をよく確認する。
- 解約や返品条件は、注文前に必ず確認する。



契約解除

訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、

「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。事業者などから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

■クーリング・オフの手続きの手順

1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。

2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。

3 ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。

4 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。

■ハガキの書き方の例

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社××××□□営業所
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日
 長野県〇市〇町〇丁目〇番〇号
 氏名 〇〇〇〇

■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- 訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等)
- 特定継続的役務提供(エステティックサロン・語学教室等)
- 電話勧誘販売
- 訪問購入(いわゆる訪問買取)

8日間

- 業務提供誘引販売取引(サイドビジネス商法等)
- 連鎖販売取引(マルチ商法)

20日間

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品(化粧品・健康食品)で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

長野市	長野市消費生活センター 026-224-5777 ※信濃町、飯綱町、高山村、小川村を含む	小諸市	小諸市消費生活センター 0267-31-5100	塩尻市	塩尻市消費生活センター 0263-52-0280 (内線1129)
松本市	松本市消費生活センター 0263-36-8832	伊那市	伊那市消費生活センター 0265-96-8165 ※辰野町、箕輪町、南箕輪村を含む	佐久市	佐久市消費生活センター 0267-62-7501
上田市	上田市消費生活センター 0268-75-2535	駒ヶ根市	駒ヶ根市消費生活センター 0265-83-2377 ※飯島町、中川村、宮田村を含む	千曲市	千曲市消費生活センター 026-274-0820
岡谷市	岡谷市消費生活センター 0266-23-4811 (内線1228)	中野市	中野市消費生活センター 0269-22-2201	東御市	東御市消費生活センター 0268-75-2410
飯田市	飯田市消費生活センター 0265-22-4530	大町市	大町市消費生活センター 0261-26-3225 ※池田町、松川村、白馬村、小谷村を含む	安曇野市	安曇野市消費生活センター 0263-71-2100
諏訪市	諏訪市消費生活センター 0266-52-8199	飯山市	飯山市消費生活センター 0269-67-0726 (市民環境課直通)	下諏訪町	下諏訪町消費生活センター 0266-27-1111 (内線143)
須坂市	須坂市消費生活・特殊詐欺被害防止センター 026-213-7188	茅野市	茅野市消費生活センター 0266-75-8188 ※富士見町、原村を含む		

詳細につきましては、お近くの市町村にお問い合わせください。

このリーフレットについてのお問い合わせ[長野県県民文化部くらし安全・消費生活課] ☎026-235-7286 令和4年12月作成

出前教室（消費者教育）の報告について

開成中学校消費者教育出前教室

実施日 10月21日(金) 8時45分～ 9時30分(45分) 3年4組 28人
 10月24日(月) 9時50分～10時40分(50分) 3年1組 29人
 10月27日(木) 13時40分～14時30分(50分) 3年3組 28人
 11月 2日(金) 9時50分～10時40分(50分) 3年2組 29人

会 場 開成中学校被服室

44分	主な学習活動など	内容等
導入 5分	学習テーマ 消費者トラブルとその対策	
	1 概論	1 先生
消 費 生 活 セ ン タ ー 導 入 6分	2 消費者トラブル事例の紹介 6分	2 相談員 (1) 自己紹介兼消費生活センターについて (2) 通信販売について、定期購入について
展開 15分	課題 広告や宣伝についてトラブルになりそうなことをグループで考える	
	3 グループごとに考える (1)導入 2分 (2)グループワーク 13分 ア 商品が届かないサイトについて説明 3分 イ グループごとにこのサイトのどこに問題点があるのか話し合い紙に書く 10分	3 相談員 (1)導入 (2)グループワーク
10分	4 発表と解説	4 相談員 解説
まとめ 8分	5 消費生活で大切なこと、中学生でもできること 3分	5 相談員 消費生活を送る上で大切な事、一人で悩まない、188の紹介。
	6 感想記入・発表 5分	6 先生

令和4年度

開成中学校出前教室

～消費者トラブルとその対策～

松本市消費生活センター

消費者トラブルとその対策

1 消費生活センター

2 消費者トラブル事例

3 グループワーク:商品が届かない通販サイト

何度もスクロールしないと全体が見えない

劇的変化お試しコース

本コースお申込者様限定価格

通常価格5,000円(税込)のところ

初回実質 0円

送料500円(税込)のみご負担いただきます。

お申込終了まであと **8分29秒**

今すぐ注文する

まずはお試しください

**30日間
解約保証**

納得してご利用いただくために、お届けより30日間は「劇的変化お試しコース」の解約を承ります。使用後でもお承り可能ですのでお気軽にご相談ください。
※詳細は「返品・保証について」をご確認ください

カウントダウンで焦らせる

契約の内容や条件が小さくて見づらい

※劇的変化お試しコースは4か月以上の継続が条件です。2か月目からは各回4,000円です。30日間解約保証を利用された場合は、通常価格の5,000円を頂戴いたします。

3 商品の届かない通販サイト

グループワーク課題

インターネット通販で財布を注文し、代金を前払いしたが、商品は届かなかった。

- ・このサイトの**問題点**はどこか。
- ・その問題点は、どのようなトラブルにつながるのか。

～こんなサイトには御注意!～

http://www.○△×□-shop.com



当店は1999年の創業。商品品質、
信用第一!全て100%正規品保証!!

ホーム

商品一覧

返品返金について

お問い合わせ



人気ブランド■■のバックで、
今期最も注目されている最新モデル!

購入する 在庫あり
50,000円→10,000円 80%OFF



△△のロゴが刻印された上品な
デザインが人気の財布!

購入する 在庫あり
35,000円→3,500円 90%OFF

会社概要

○○ショップ販売店

住所:東京都千代田区

連絡先:○○@abc.com

■支払方法について

銀行振込

■送料・配送について

送料無料!三日か五日届けます!

このサイトの
問題点を
探してみよう!

消費者庁ホームページより

～こんなサイトには御注意!～

http://www.○△×□-shop.com

●●ショップ 当店は1999年の創業。商品品質、信用第一!全て100%正規品保証!!

ホーム 商品一覧 返品返金について お問い合わせ

 人気ブランド■■のバックで、今期最も注目されている最新モデル!

購入する 在庫あり 50,000円→10,000円 80%OFF

 △△のロゴが刻印された上品なデザインが人気の財布!

購入する 在庫あり 35,000円→3,500円 90%OFF

会社概要
○○ショップ販売店
住所:東京都千代田区
連絡先:○○@abc.com

■支払方法について
銀行振込
■送料・配送について
送料無料!三日か五日届けます!

例

問題点

字体(フォント)に通常使用されない旧字体が混じっている



起こるだろうトラブル

海外業者の可能性。交渉が外国語かもしれない。

消費者庁ホームページより

今日の教室で、わかったことや感じたことをお書きください。

(原文のまま抜粋)

1組

- ・通信販売にはしっかりと色々な所に注意して買いたいと思った。「188」という番号これから使うかもしれないので覚えておきたい。自分だけでなやまないで、親にそうだんしてかいつできるようにしたい。
- ・消費者トラブルについて、商品サイトが正確でないところをグループで見つけることができたし、自分でも不明な点を見つけることができたのでよかったです。ネットで買うときは、不明な点がないかよくサイトを見ながら買うようにしたいです。

2組

- ・未成年者でも消費者トラブルに合うってこと、通信販売でのトラブルについて分かりやすく教えてもらったので、これから注意してよく確認しておきたい。
- ・電話番号や住所があったら購入してしまいそうだったのでこれから注意していきたいと思いました。インターネットで買い物をしたりするのでためになって良かったです。
- ・ネット通信販売の怖さがわかった。〇%offということは書いてあったとしても、疑うことが大切だと思いました。外国のサイトやさぎサイトに注意しながら通信販売を気をつけていきたいです。
- ・商品を買うのは、売る側も買う側も責任があると思った。誤って商品を買ってしまうことはお金の面も人の信頼の面からも怖いことだと思った。よくネットを使うから気をつけたい！イヤイしき！188

3組

- ・普段通販サイトで何か買うときに、今日グループワークをしたときのようにくわしく見たことがなかったので、さぎされることがないように目を凝らしながら見ていきたいと思った。クラスの人の実体験を聞いたので、やはり身近な問題なんだと思ったので、今回お話を聞いて考えを深めることができたので、とてもよかったと思う。
- ・インターネットでの買い物の恐ろしさ。消費生活センターに相談すること。

4組

- ・話すことなどを分かりやすくまとめてあり、聞いている人と共感させることを意識して話してくれていて、共感できたし、改めて気を付けることが出来そうだった。
- ・自分の班じゃ気づかなかったところを他の班の人が言っていてそういうところも怪しいんだなと思った。気をつけていきたいと思った。
- ・1つのサイトでも、見るべき所が沢山あるとわかりました。買う時もしっかり親に相談したいと思いました。もしなにかあったときは、あまり抱えこまないようにしたいです。

松本市立旭町中学校消費者教育出前教室

実施日 11月15日(火) 8時45分～9時35分(50分) 2年生104名

会 場 旭町中学校体育館

50分	主な学習活動など	内容等
導入 5分	学習テーマ 消費者トラブルとその対策	
	1 はじめに	1 先生
消 費 生 活 セ ン タ ー 導 入 14分	2 消費者トラブル事例の紹介 14分 (1) 自己紹介兼消費生活センターについて 12分 (2) クラストシャツの件 2分	2 相談員 (1) 自己紹介兼消費生活センターについて (2) クラストシャツの件
展開 26分 7分 4分 15分	課題 広告や宣伝についてトラブルになりそうなことを考える	
	3 ワークショップ 26分 (1) 商品が届かないサイトについて説明 4分 考え方の提示 3分	3 相談員 (1)説明
	(2) 各自このサイトのどこに問題点があるのか 考え紙に書く 4分 (3) 発表と解説 15分	(2)シンキングタイム (3)発表と解説
まとめ 5分	4 消費生活で大切なこと 2分	4 相談員 一人で悩まない、188の紹介。
	5 おわりに 3分	5 先生

令和4年度

旭町中学校出前教室

～消費者トラブルとその対策～

松本市消費生活センター

消費者トラブルとその対策

1 消費生活センター

2 COOLな中学生宣言

3 消費者トラブル事例

4 ワークショップ:商品が届かない通販サイト

消費者トラブルとその対策

2 COOLな中学生宣言



消費者トラブルとその対策

2 COOLな中学生宣言 2ページ



消費者トラブルとその対策

2 COOLな中学生宣言 3ページ



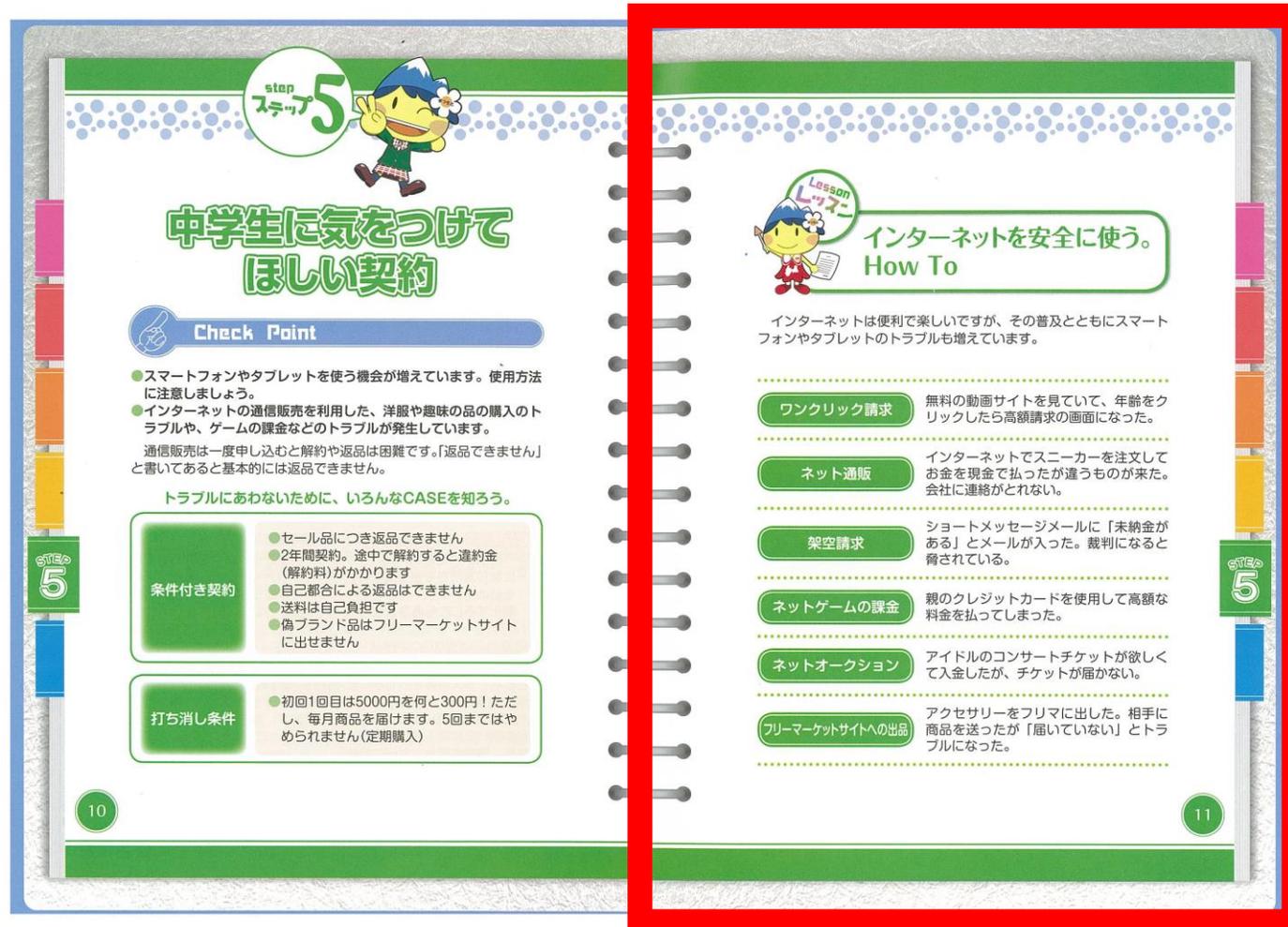
消費者トラブルとその対策

2 COOLな中学生宣言 8ページ



消費者トラブルとその対策

2 COOLな中学生宣言 11ページ



消費者トラブルとその対策

3 消費者トラブル事例



消費者庁

Consumer Affairs Agency, Government of Japan

News Release

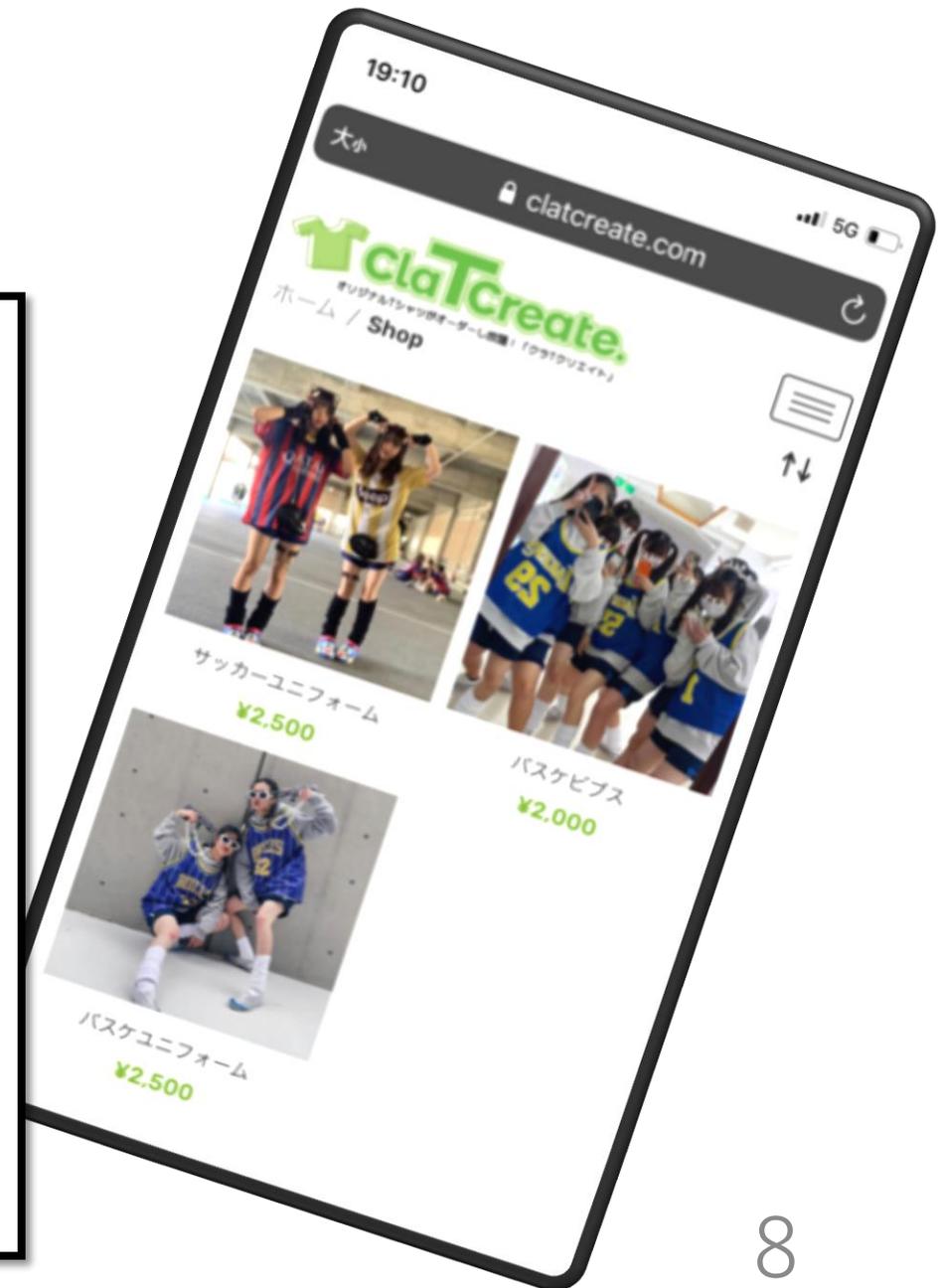
令和4年10月27日

高等学校等のイベントでの使用を目的として注文されるクラスTシャツ等について、納品の遅延を発生させている事業者に関する注意喚起

令和3年5月以降、高等学校等で開催される体育祭や文化祭等のイベントでの使用を目的として、クラスTシャツなどと呼ばれるオリジナルデザインのTシャツ等（以下「本件クラスTシャツ」といいます。）を注文した消費者から、注文時点では本件クラスTシャツの使用日までに間に合うと説明されていたにもかかわらず、使用日までに納品されなかったなどといった相談が、各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、KOMATO株式会社（以下「本件事業者」といいます。）が、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（債務の履行の著しい遅延）を行っていたことを確認したため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

また、この情報を教育関係部局を含む都道府県及び市町村に提供し、周知します。



～こんなサイトには御注意!～

http://www.○△×□-shop.com

●●ショップ 当店は1999年の創業。商品品質、信用第一!全て100%正規品保証!!

ホーム

商品一覧

返品返金について

お問い合わせ



人気ブランド■■のバックで、
今期最も注目されている最新モデル!

購入する 在庫あり
50,000円→10,000円 80%OFF



△△のロゴが刻印された上品な
デザインが人気の財布!

購入する 在庫あり
35,000円→3,500円 90%OFF

会社概要

○○ショップ販売店
住所:東京都千代田区
連絡先:○○@abc.com

■支払方法について

銀行振込

■送料・配送について

送料無料!三日か五日届けます!

このサイトの
問題点を
探してみよう!

消費者庁ホームページより

～こんなサイトには御注意!～

http://www.○△×□-shop.com

●●ショップ 当店は1999年の創業。商品品質、信用第一!全て100%正規品保証!!

ホーム 商品一覧 返品返金について お問い合わせ

 人気ブランド■■のバックで、今期最も注目されている最新モデル!

購入する 在庫あり 50,000円→10,000円 80%OFF

 △△のロゴが刻印された上品なデザインが人気の財布!

購入する 在庫あり 35,000円→3,500円 90%OFF

会社概要
○○ショップ販売店
住所:東京都千代田区
連絡先:○○@abc.com

■支払方法について
銀行振込
■送料・配送について
送料無料!三日か五日届けます!

例

問題点

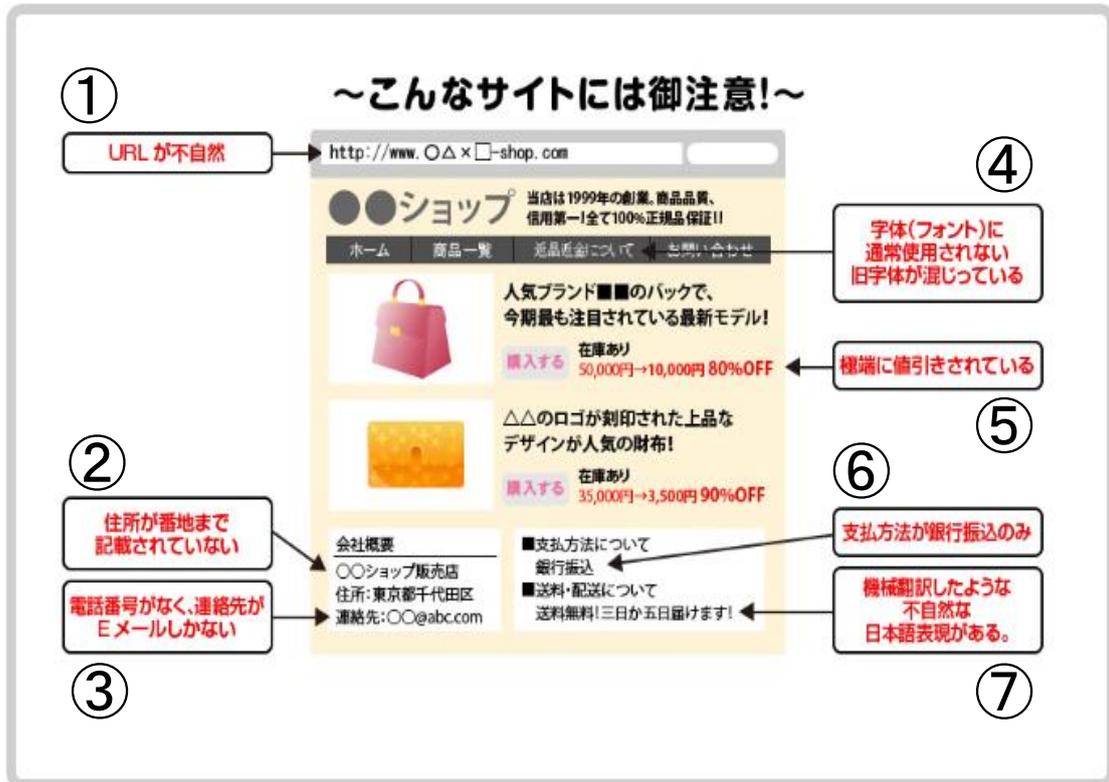
字体(フォント)に通常使用されない旧字体が混じっている



起こるだろうトラブル

海外業者の可能性。交渉が外国語かもしれない。

消費者庁ホームページより



消費者庁ホームページより

① URL が不自然

ショップの名前がサイトのアドレスと違い統一性がなく、このお店の正しい情報がわかりません。

② 住所が番地まで記載されていない

手紙を出しても届きません。このお店が存在するのも疑わしいです。

③ 電話番号がなく、連絡先が Eメールしかない

お店と直接話し合いができません。Eメールだけだと、返信が来ない場合、交渉ができません。

④ 字体(フォント)に通常使用されない旧字体が混じっている

海外の会社や海外の人が運営している可能性が高く、トラブルがおきたとき外国語で交渉することになるかもしれません。

⑤ 極端に値引きされている

粗悪品が届いたり、商品が届かないことが多いです。

⑥ 支払方法が銀行振込のみ

商品が届く前に銀行振り込みをすると、商品が届かず、お金だけ取られてしまう可能性もあります。

⑦ 機械翻訳したような不自然な日本語表記がある

外国語でお店と交渉したり、相手の所在がわからず連絡がつかなくなる可能性があります。